

令和5年12月定例会

## 文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年12月5日(火)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和5年12月5日(火) 午前9時03分
閉 会 日 時	令和5年12月5日(火) 午後7時06分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子      西尾 綾子      高橋 亜紀
欠 席 委 員	芝寄 和好
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	24人

## 議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 8 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 8 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 9 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 9 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 9 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 9 3 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 9 4 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 9 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 9 6 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 9 7 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 9 8 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 9 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 0 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 0 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 0 2 号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 3 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 0 4 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 0 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

第106号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第107号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第108号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第109号	鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第110号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第111号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第112号	鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第113号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第114号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第115号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第125号	令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第8号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第128号	令和5年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長 小林 宜也  
こども未来部副部長 佐々木晴美  
こども未来部参事兼  
子育て支援課長 高子 英江  
こども応援課長 新島 政博  
保育課長 矢澤 潔  
子育て支援課副参事 新井 玲奈  
子育て支援課副参事 中根 洋子

(健康福祉部)

健康福祉部長 木村 勝美  
健康福祉部副部長 矢澤 欣子  
健康福祉部参事兼  
福祉課長 服部 和代  
障がい福祉課長 野口 豊和  
健康づくり課長兼  
新型コロナウイルスワクチン  
接種推進チーム課長 佐々木志万子  
介護保険課長 宮澤 多喜也

吹上支所副支所長兼地域  
グループリーダー(課長級) 竹井 豊  
吹上支所市民グループ  
リーダー(副参事級) 川又 敦子

(教育部)

教育部長 齊藤 隆志  
教育部参与 上岡 勝  
教育部副部長 鳥沢 保行  
教育部副部長兼  
学務課長 池田 耕司  
教育部参事兼  
生涯学習課長 高橋 和久  
教育総務課長 松本 直樹  
学校支援課長 若林 朋子  
スポーツ課長 川口 修  
中央公民館長(課長級) 新井 隆司  
教育総務課中学校給食  
センター所長(副参事級) 藤平 健司  
学務課副参事 毛利 岳志  
学校支援課副参事 杉山 賢次  
学校支援課教育支援  
センター所長(副参事級) 中山 尚子

川里支所副支所長(課長級) 吉田 勝彦  
川里支所地域グループ  
リーダー(副参事級) 生川 由美

書 記 國島 清文  
書 記 小林美奈子

(開会 午前9時03分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。西尾綾子委員と高橋亜紀委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第102号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第103号 公の施設の管理者(P.6「指定管理者」に発言訂正)の指定について、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第106号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第109号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第112号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分、

議案第128号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)の……すみません。訂正をお願いいたします。先ほど議案第103号の中におきまして、「公の施設の指定管理者の指定について」と述べるところを「指定」を抜いてしまいましたので、訂正をお願いいたします。の議案30件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。付託されている30議案のうち24議案が公の施設の指定管理者の指定についてということから、令和元年12月の常任委員会と同様に、指定管理者に係る審議については所管の課ごとにまとめて審査を行いたいと思います。

それでは、審査の方法ですが、初めに議案第102号、議案第106号、議案第109号、議案第112号について、議案番号順に審査を行います。

次に、こども応援課に係る議案第88号から議案第101号、次に保育課に係る議案第103号、次に福祉課に係る議案第104号、議案第105号、次に障がい福祉課に係る議案第107号、次に介護保険課に係る議案第108号、次に生涯学習課に係る議案第110号、議案第111号、次にスポーツ課に係る議案第113号から議案第115号、次に議案第125号の一般会計補正予算、次に議案第128号の順に審査を行います。

議案は全て、執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、補正予算については予算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、議案に直接関係のない執行部の退席を認めます。

ただいま諏訪副委員長より資料請求が出されましたが、資料請求に対して、皆さんの中でご意見ありますか。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長)ただいま諏訪副委員長より議案第125号について資料請求がありました。

請求のありました資料について、執行部は提出することは……暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時09分)



(開議 午前9時10分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

諏訪委員長に資料請求の文を読み上げていただきます。

(諏訪)では、資料請求を行います。

議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)、23ページです。新型コロナウイルスワクチン接種推進チームのところなのですが、現在のワクチンの接種状況を伺います。また、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金の対象となる方の人数及び被害の状況をお伺いいたします。

以上です。

(委員長)ただいま諏訪副委員長より議案第125号について資料請求がありました。

請求のありました資料について、執行部は提出することは可能ですか。

(健康福祉部長)確認をさせていただいてよろしいでしょうか。ワクチン接種の現在の状況ですが、今は主に追加接種、初回接種が終わった方の追加接種がメインでございますので、いわゆる秋開始接種の状況でよろしいでしょうか。

(諏訪)それで結構です。

(健康福祉部長)あと、もう一点、次の給付金の対象者数について確認をさせていただきたいのですが、対象者というのは、給付金が認定されたというのですか、の方の人数でよろしいでしょうか。あるいは、加えて国に進達をしているのが何人いて、そのうち給付金が認定された方が何人いるという表し方のほうがよろしいでしょうか。

(諏訪) では、給付金の申請をした方も含めての人数をお願いいたします。

(健康福祉部長) 最後に、1点調整をさせていただきたいのですが、ワクチンの健康被害の状況ですが、個人の特定につながるおそれがあることから非公開とさせていただいているのですが、ご了解いただけますでしょうか。

(諏訪) はい、結構です。

(委員長) 諏訪副委員長より請求のありました資料のうち提出可能なものについて、委員会に提出をしていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては、議案第125号の審査前までに資料の用意をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時12分)

---

(開議 午前9時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの資料請求について、どこまで、いつまでに出せるかについて確認をさせていただきます。

(健康福祉部長) それでは、少し時間をいただきまして、お昼休みの間には準備をして、午後一でお届けできるように準備をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時14分)

---

(開議 午前9時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、執行部におかれましては、議案第125号の審査前までに資料の作成をお願いいたします。



初めに、議案第102号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長)おはようございます。それでは、議案第102号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことから、当該基準に準じて定めている条例中の項番号を改めるほか、文言の整理を行うものです。ご審議のほどお願い申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 質疑というか、確認なのですけれども、こういった今の執行部のほうの説明からすると、特に条ずれの関係かなというふうに思うのですけれども、実際これが鴻巣市の市民に与える影響というのが何か出てくるものがあるのか伺います。

(保育課長) 今回の条例改正につきましては、該当する児童のほうはございませんので、影響等は一切ございません。

以上です。

(潮田) 今、答弁で該当する児童がないということでありましたけれども、本来ここの条例の改正によって該当する児童というのはどういった児童をいうのか伺います。

(保育課長) ここの条例の改正の中で言っている児童ですけれども、特別利用保育というものと特別利用教育というものを受けている児童という形になりまして、その2つの保育につきましては鴻巣市は該当なしということになっております。

以上です。

(潮田) そうすると、その特別利用保育というのが、どういったものが特別利用というものになるのか伺います。

(保育課長) 特別利用保育とは、児童教育の教育提供体制が整っていない

い地域において、1号認定を受けた児童に対し、例外的に地域の保育所で行われる保育のことをいいます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第102号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(障がい福祉課長) 議案第106号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、令和5年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、障がい福祉サービスに関して、介護保険施設等が新たに居住地特例の対象となり、障がい者支援施設と同様に扱われることから、対象となった施設については重度心身障害者医療費においても障がい者支援施設と同じ住所地特例を適用するため、所要の改正を行うものです。

具体的には、令和5年4月以降に介護保険施設等へ入居または入所する障がい者につきましては、施設入所前の居住地の市町村が障がい福祉サービスに関する給付の支給決定を行うこととされました。重度心身障害者医療費の助成につきましては、地方自治体独自の制度であるため、障害者総合支援法の改正が直接影響するものではありませんが、居住地特例の目的である施設所在地の財政負担の軽減や受給者の利便性を考慮しますと、医療費助成の窓口となる市町村は、障がい福祉サービスに関する給付費の支給決定市町村と一致させることが望ましいと考えられます。これを受け、重度心身障害者医療費支給事業に関しましても、令和5年4月1日以降に当該施設へ入居または入所した障がい者に住所地特例を適用することから、本市におきましても所要の改正を行うものです。あわせて、他の都道府県または市区町村が実施する本市の独り親家庭等または子どもに対する医療費支給、重度心身障がい者に対する医療費助成に相当するものを受けている者を対象外とする旨を明記するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) これにつきましては、3条1項1号のイについてまずお聞きしたいと思います。ここで言っています介護保険法の中の介護保険施設に入所している方で、そのうち重度心身障がい者は今鴻巣市では何人いるというふうになっているのでしょうか。

(障がい福祉課長) 重度心身障がい者の受給者数でよろしいでしょうか。

(潮田) はい。

(障がい福祉課長) お答えいたします。

令和5年の10月1日現在で2,045人となります。

以上です。

(潮田) すみません。それは、今入所している、今回のこの条例の改正に該当する人が2,045人ということでしょうか。確認です。

(障がい福祉課長) 申し訳ありません。この制度は、一応今年の4月1

日の施行ということになりますので、その間にこちらの該当になった方は4名になります。（P.12 発言訂正あり）

（潮田）そういたしますと、同じく3条1項1号のウのほうについては、これは養護老人ホームだと鴻巣市には所在しないかなというふうに思うのですけれども、鴻巣市内には特別養護老人ホームではなくて養護老人ホームはないかと思うのですけれども、ウのところの該当者はいないということですのでよろしいでしょうか。

（障がい福祉課長）こちらについては入所措置をされた方が対象になりますので、こちらについては該当の方はおりません。

（潮田）次に、3条1項3号のほうになりますけれども、これはまた逆なパターンですよね。市内にいるか市外にいるかという逆なパターンですけれども、その場合の3条1項3号のうち重度心身障がい者は何人なのでしょう。

（障がい福祉課長）申し訳ありません。訂正のほうをお願いをしたいのですけれども、先ほど申し上げました4名というのは本市から市外のこういった特定施設のほうに入居された方の人数でございます。他市から本市のこういった施設に来られた方については、転出前の居住地が援護地になりますので、本市のほうでは人数のほうは把握をしております。

以上です。

（委員長）障がい福祉課長、今訂正された。

（障がい福祉課長）すみません。先ほど4名と申し上げましたのは、本市から転出された方が4名ということですので、先ほどイのほうについては他の市町村から援護を受けてということなので、こちらについては本市のほうでは把握をしておりますので、こちらの人数はちょっと不明ということになります。一方、本市から市外の市町村の施設に入居された方については本市のほうで把握をしておりますので、その方が4名というような形になっております。ですから、先ほど4名と申し上げたのは転入された方ではなくて転出された方ということで訂正のほうをお願いいたします。

(委員長) 訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

(潮田) そうすると、今の訂正からすると、先ほどの3条1項1号のイのところはゼロで、3条1項3号のほうは4人ということによろしいのでしょうか。

(障がい福祉課長) おっしゃるとおりです。

(潮田) そうすると、3条1項4号のほうにつきましては、こちらは何人かいるのでしょうか。

(障がい福祉課長) こちらについても本市のほうで入所措置をされた方なので、ゼロ人になります。

(潮田) そうすると、これ最後のところで令和5年4月に遡っての適用ということがございますので、先ほどの3条1項3号のところでは4人いるということございました。金額でいうとどのぐらいの金額が発生するということになるのでしょうか。

(障がい福祉課長) お答えいたします。

この4名の方のうち、実際重度医療のほうの請求のあった方が2名ございまして、この方合わせまして4万2,556円となります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第106号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を

改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(教育総務課長) 議案第109号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

全国的な少子高齢化に伴う人口減少により、本市においても児童生徒の数は年々減少傾向となっております。そのため学校の小規模化も進んでおり、今後の児童生徒の推移を見込む中で、学校の適正規模及び適正配置に取り組むことは避けて通れない喫緊の課題となっております。

こうした状況の中、小谷小学校については、令和8年度、10年度の新入学児童数は1桁となる見込みであり、今後も児童数の減少が予測され、より小規模化した教育環境の中で様々な集団での学習活動には制約が生じ、ほかの学校との教育的な格差が大きくなっていくことが想定されます。このことから、市内のどの学校においても一定の水準の教育を行うことが義務教育であり、子どもたちの将来に向けたよりよい教育環境を提供することを第一に考え、小谷小学校を閉校し、隣接する箕田小学校、赤見台第二小学校、吹上小学校との再編に向けて条例の一部を改正するものです。

説明は以上です。ご審議のほどお願い申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) 今回の小中学校の適正規模及び適正配置について、こちらの条例改正というのは、子どもたちの未来のためにとっても大切な条例改正だと思っております。マイナスなイメージではなくて、プラスなイメージで未来のためにどうしたらいいのかというところを考えていくべきだなという中で幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず、27年に小中学校の適正配置の審議会というのが設置されたと思うのですけれども、その審議会の審議委員のメンバーというのですか、はどんな方になるのかお伺いたします。

(教育総務課長) お答えいたします。

自治会の代表の方ですとか、PTA、小中学校等が推薦する者等がメンバーになっております。すみません、当時の議事録が手元にないので、実際の出席者についてはお答えすることが現時点ではできません。メンバーとしてはそのような構成になっております。

以上です。

(高橋) そういったところで審議委員のほうで審議会のほうを、今までいろいろと議論を重ねてきていただいたと思うのですけれども、どれぐらいの回数で、どんな内容を審議会のほうでやられてきたかというところを具体的にお伺いたします。

(教育総務課長) すみません、ご質問の確認をさせていただきます。小谷小に関する会議ということでしょうか。

(高橋) はい。

(教育総務課長) ありがとうございます。小谷小につきましては、令和4年度から保護者との意見交換会等が具体的に始まっております。具体的に申し上げますと、令和4年度につきましては、4月にPTA役員との意見交換会、6月にPTA会長、副会長との意見交換会、その後、7月に在校生保護者との意見交換会、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会で8月に答申をいただいた後、2月の24日に在校生保護者との意見交換会を令和4年度は開催させていただいております。今年度に入りましたは、5月13日に保護者や地域の方々との意見交換会、6月と7月に鴻巣市立小・中学校のあり方研究懇話会、9月になりまして改めて在校生、未就学児童及び地域の方との意見交換会ということで、令和4年度、令和5年度につきましては開催をさせていただいております。

以上です。

(高橋) 今のご答弁の内容から、かなり丁寧に何回も回数を重ねてやってくださっているように感じました。ただ、内容のほうは、私も参加は

していないので分かり切れていないところもあるのですけれども、それだけ何回も重ねていく中で、執行部として、地域の方だったり、保護者の方の理解度というのですか、その辺りというのはどのようなか、どんなイメージでいらっしゃるのでしょうか。どんなイメージというか、すみません、重ねた分、納得していただいているというところもあるかどうかというところをお願いいたします。

（教育総務課長）お答え申し上げます。

回数を重ねてこれまで意見交換会等を進めていく中で、立場によってやはりそれぞれ思いは異なっているということは教育委員会としても認識しております。やはり地域の方からは、学校がなくなるというところが寂しいという思いの方もある中で、在校生の保護者や、また未就学児の保護者につきましては、子どもが小規模というか、1クラスの人数が少なくなっていく中では、集団の中で子どもたちを学ばせたいという思いの方もとても多くございまして、前向きにというか、今後のことを考えて、学びが深められるようなことについてはご理解をいただくようなご質問や意見を交換会の中ではいただいております。具体的に申し上げますと、保護者の方からは統合後の質問等もいただいております。統合後通学はどうなるのか、学用品なんかは学校が替わることによってどんなふうになるのか、統合が決まっているのであればそれを見据えて早めに統合先の学校へ入学することはできないかというような未来に向けてのご質問も多いというところがございます。また、放課後児童クラブにつきましてもご質問をいただいております。いただいた多くのご意見が、放課後児童クラブにつきましては引き続き小谷学童に行きたいというようなお声も多くいただいているところでございます。

以上です。

（高橋）もちろん賛成というか、前向きに考えていられる方とやっぱり寂しいという思いがある中、様々な思いがある方がいらっしゃる中で、今回の小谷小の件というのは、従来の今までの笠原だったりとか常光と違うというのは、やはり3校が絡むというところがあり、1対1の統合とはちょっと異なるというところも意見がまとまりにくいところもある



のかなというふうに感じているのですけれども、あとはやはりそれぞれ地域性もあったりして、今まで従来の常光小、笠原小でやっていたやり方とは少し工夫された点とかはあったのかをお伺いします。

（教育総務課長） これまで統合してきた笠原小学校、これから閉校を迎える常光小につきましては、どちらも中央小へということで、1つの学校から1つの学校へ統合というような形でございました。小谷小につきましては、近くに3つの学校があるというところで、当初、教育委員会といたしましては地域は一体というふうに捉え、小谷小学校から吹上小学校へというふうな方針を示しておりましたが、意見交換会等や保護者や地域の方のご意見をいただく中で、隣接する赤見台第二小学校や箕田小学校についても、歩いて行ける距離の中に学校があるのであれば、合併からかなり時間も経過している中で、自分の自宅から近くの学校へというようなご意見をいただき、現在の3校への再編を教育委員会として示してきているところです。

工夫した点というところなのですけれども、やはり今小谷小に通っている在校生については、これまで一緒に学びを深めてきた仲間ですので、在校生については吹上小学校にみんなでまとまって行かせてあげたいという思いがございます。具体的には今回の議会でご承認をいただいた後に通学区域審議会の中で決定する話ではございますが、在校生につきましては、そろって吹上小学校に行けるといような経過措置についても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

（高橋） 様々な工夫をしていただいているというのは本当に伝わってきております。ただ、前向きに考えた上で、もし今回これが通った場合に、これから今後の予定というところで統合委員会というのもできてくると思うのですけれども、たしか常光だったり、笠原というところも統合委員会というものがあって、そこでいろいろと1年間進めていくという流れになると思うのですけれども、今回、小谷小のほうの統合委員会のメンバーというのはどういった方で進められる予定というのは決まっておりましたら教えていただきたいです。

(教育総務課長) お答えいたします。

統合準備委員会につきましては、市のほうで設置要綱を定めておりました、組織といたしましては、対象校の保護者を代表する者、教職員を代表する者、地域の住民を代表する者、その他必要と認める者ということで要綱で規定してございます。今回の小谷小学校につきましては、在校生については吹上小学校との統合になってくるということは今教育委員会では考えておるところでございますので、今いる在校生の子どもたちがそろって吹上小学校に行ったときにスムーズに新しい学校でなじめるような準備をしたいというふうに考えております。

以上です。

(高橋) 統合準備委員会についてお伺いしたいのですけれども、市内でも常光小、笠原小など準備等もしている、常光ですと今進めていると思うのですけれども、今の話だと統合準備委員会と、あと学校にはP T Aがありますよね。P T Aのほうは割と統合するほうのP T Aと一緒に学校のこと、P T Aのこと、地域のことという感じで切り分けて進めていくことになると思うのですけれども、そのP T Aのほうで進めていく中で、やはりお互い統合されるほうと統合するほうと思いがあの中で、気持ちを酌み取りながらというので保護者の方たちは丁寧にやっていっているのですけれども、実際に保護者同士でトラブルが起きているというのも聞いております。そういったところというのは、教育委員会というのは把握されておりますか。

(教育総務課長) お答えいたします。

実際トラブルが起きているというところについては、すみません、内容の詳細については把握していないところでございますが、現在、常光小と中央小学校のP T Aとのすり合わせというか、会議等につきましては、教育委員会の担当職員も可能な限り出席をさせていただいております、また窓口にもそれぞれの学校のP T Aの役員等の方がお越しいただく中で、教育委員会といたしましては、2つの学校がこれまでP T Aの活動が違うというのはもう当たり前のことだというふうに思っております。ただ、最後のゴールは、子どもたちにとってよりよきP T A活動が

整っていくというのがゴールだと思っておりますので、そちらがスムーズにいくような支援をしているところでございます。

以上です。

（高橋）まさにおっしゃるとおりで、子どものためにという思いを持っていない方というのは本当に誰一人いないと思っております。特にPTA間のトラブルが起きた原因というのもやはりお互い思いがあるからこそそうになってしまったのではないかなというふうに思っております。要するにそういうことがPTA間でも、地域の方たちでも進めていく中で、前向きに進めていく中で、やはりそういったところのしっかりとしたサポート、鴻巣市としてサポートをしていっていただきたいというのがあります。統合委員会の下にPTAが入ってくると思うのですが、なかなかそこまで入り込めないというのものもあるとは思いますが、そういったところを今後、小谷小の話が統合委員会も進み、PTA同士で話し合い、地域でも話し合っていく中で、教育委員会としてどこまでサポートできるのか、どういうふうにやっていっていただけるのかというのをちょっと明確に最後お聞きしたいです。

（教育総務課長）お答えいたします。

高橋委員のおっしゃるように、それぞれ思いがあって、一つのゴールに向かってそれぞれの思いをぶつけ合いとか、出し合いながら、意見というのはやはりそれぞれ違うと思うのです、一人一人。ただ、それはゴールに向かって進む方向はいろいろな方法があるというふうに認識している中で、逆に意見が出ない、ぶつかり合わないということも平和なのかもしれないのですが、それって本来はよりよくするためにいろんな意見をぶつけて最終ゴールを目指していくべきだと思っております。小谷小につきましても、これまでと同様に教育委員会のほうはサポートをしていきたいと思えます。具体的には、例えば常光小の取組でいいますと、夜間集まってPTAの方が会議をするようなこともございます。なかなか会場が取れない中で、どうぞ本庁舎の会議室を使ってくださいということで場所の提供をさせていただいたりですとか、あとは当事者同士ですとなかなか意見のぶつかり合いというところもある中で、担当職

員が入って、両方の意見をうまく引き出しゴールに持っていくというような、会議がスムーズに、意見が出やすいようなサポートというのも小谷小についても引き続きやっていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

（高橋）すみません、最後と言ってしまったのですけれども、本当にありがとうございます。教育委員会のほうでもしっかりといろんなことを考えてくださって、やってくださっているというのも十分に理解できました。

最後、今おっしゃってくださった統合委員会との話合いのときに担当の職員が入ってくださるというところ、必ず毎回入ってくださるのかどうか、最後お伺いします。

（教育総務課長）お答えいたします。

毎回というのは、正直、内容にもよるかと思うのです。テーマの内容によって必要であったり、あとは市の教育委員会の考え方等がその会議に必要であるというようなことであれば、可能な限りは参加をしていきたいと思いますが、内容や必要性や要望等に応じて、状況に合わせて関わりを今後もしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 5 0 分）



（開議 午前 1 0 時 0 4 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（西尾）では、何点か質問させていただきます。

12月1日の議会の答弁で教育部長は、小谷小学校の子どもたちに対するアンケートはこれからだと言いました。12月議会でこの第109号議案が可決されたら、子どもたちに意見を聞くも何も、もう廃校が決まった後ではないでしょうか。これでは、初めから当事者である子どもの声に耳を貸そうとしないも同然ですが、この点についてどう考えているか、まず

伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

現時点では、子どもへのアンケートというものは直接実施はしておりません。今後については、笠原小と同様にアンケートを実施したいというふうに考えております。ただ、子どもたちの声等につきましては、保護者の意見交換会等でもお子さんの様子なんかを伺うことがあったりですとか、あと先日小谷小学校の子どもたちが本庁舎の見学に来たときがございました。そのときには、すみません、小学校3年生か4年生だったと思いますが、その方たちが来たときに教育委員会のほうの担当職員が小谷小学校の統廃合の話については触れて、直接子どもたちの声を聞いたということがございます。

以上です。

（西尾）教育部長、教育部長はこれから小谷小の子どもたちにアンケートを取るとおっしゃいましたけれども、それは取らないということでしょうか。

（教育部長）この議案がまだ可決とか否決するとか決まっていない中で、いたずらに子どもたちにアンケートを取っても不安を募るだけですので、はっきりと例えば閉校しますって決まった段階で、そのときに子どもたちの気持ちというのを考えていきたいというふうに思っています。12月1日の答弁でも申し上げましたけれども、笠原小学校のときも常光小学校のときも子どもたちにアンケートは取っています。笠原小学校のときにアンケートを取った場合には、やはり寂しいとか不安だという意見が多かったというふうに私申し上げたとおりです。常光小はちょっと違うのですけれども、そういう意見が多いというのはある程度想定されます。やはり今までずっと通っていた学校から違う学校に行くという不安というのは大きいものだと思います。それをいかに不安を取り除くかというのが教育委員会の責務だと考えておりますので、まずどのお子さんがどういう不安を持っているかというのを把握するということが必要だと思います。それが今やるのか、統合が決定してからやるのかといっても、それは同じになると思っています。

(西尾) アンケートを取るということは、不安の声にもしっかりと向き合うことだと思っております。それはやらないということなのではないでしょうか。

(教育部長) 笠原小学校のとき、また申し上げて申し訳ないのですが、やはり子どもたちの気持ちというのは新しい学校に行く不安ですとか、不安というのは何かというと友達ができるかどうかとか、学習形態が変わるのかとか、先生がというところでの不安はあるかと思っております。ですから、それぞれ子どもたちの思っている不安というのはどういうところにあるのかというのをまず確認させていただいて、その不安を一つ一つ取り除くような努力を新しい学校で行っていくというところなんです。その結果、笠原小学校の児童は、統合後2か月後のアンケートでは、もうほとんどの子どもが、全員とは言いませんけれども、ほとんどのお子さんが統合して楽しい、友達がたくさんできてうれしい、発言する機会がうれしいというような意見をいただいておりますので、そういうことを、前例を見ながらそういうふうな対応、同じような対応を取っていきたいというふうに思っております。

(西尾) では、質問の角度を変えます。子どもたちは、本来、柔軟性と好奇心があって環境にすぐ適応できるものだと思っております。もちろんそうでない子どももいますが、大抵の子どもたちは大人の用意した環境の変化に柔軟に、驚くべき速さで慣れていきます。私も中学生まで7回転園と転校をしましたので、それは十分分かります。教育部長は、笠原小学校から中央小学校に移った子どもたちが統合後のアンケートで友達できて楽しくなった、よかったと答えていると、今そのようなことをおっしゃいました。12月1日にもおっしゃいました。ただ、それでも統廃合の子どもたちの影響の全てをはかることはできるでしょうか。私は、疑問に思っています。私たち大人は、子どもたちの環境に適応できる能力に頼る形で統廃合を評価するのではなく、小谷地区で生まれ育った子どもたちのこれからの見据えた長期的な視野を含めて、きめ細やかな教育配慮、通学路の問題、それから地域の人たちに大切にされている学校環境、これらについても考えながら、地域と学校、教育委員会、ひいては鴻巣市全体で時間をかけて統廃合について議論し、よりよい教育環境

を子どもたちに提供する、その責務があるのではないのでしょうか。今の教育委員会の統廃合の進め方は、子どもたちに対しては大人数の学校のほうがたくさんの意見を聞ける、多様な意見を聞けると言いながら、大人たちに対しては、多様な意見に耳を貸さず、地域の反対の声も無視して強引に学校統廃合を進めようとしているようにしか思えません。この点についてどう捉えるか伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、子どもには可能性を秘めた大きな大きな力があるというふうに信じておりまして、これまでもですが、これからの統合等につきましても、子どもたちは新しい環境に溶け込んでいくというふうには信じております。教育委員会が地域の方の声に耳を傾けず強引に進めているというようなことは、これまでもこれからもございません。立場の違いによって一人一人の思いや考え方はそれぞれということは十分認識して、寂しいですとか閉校するのは嫌だなどかというような立場の方のお気持ちにつきましても、教育委員会としては十分受け止めております。そういうことを受け止めた中でも、今とこれからの子どもたちにとってよりよい教育環境をつくっていきたいという方針の下に進めているというところでございますので、決して強引に地域の方の言葉、思いを無視して進めているというようなことはございません。

以上です。

（西尾）決して地域の方の意見を、考えを無視して強引に進めていることはないというような答弁を6月議会の一般質問で、やはり私の一般質問に対して同じような答弁がありました。そのときは、川里地域で進められる学校の統廃合、小中一貫校を進めるに当たって、地域の方の意見を無視しているというようなことはないという答弁だったのですが、私が議員になる前から、鴻巣市の学校統廃合の問題に市民として関わっているときから、やはり鴻巣市、強引に学校統廃合を進めてきた、特に埼玉新聞でもこの前載っていましたが、この小谷小学校閉校、廃校が決まれば令和になって3校目ということで、鴻巣市、非常にスピードが速いということは報道でもされているとおりでございます。笠原小学

校でも600世帯の方々が笠原小を守り育てる会に入って、反対の運動をしました。私も署名活動いたしました。それから、前の原口市長、一旦は、保護者と地域の方々との懇談の場で、笠原小を私が在任中は廃校にしないと言っておきながら、あっけなく廃校にしてしまった、そういった経緯もございませう。川里中学校、川里地域の小中一貫校新設についての動きもしかりでございませう。やはり地域の方々が反対の声を上げている、署名活動をしている、そして小谷小学校の地域の方々も今回270名以上の方々が回答している地域のアンケートをしております。12月1日の教育部長の答弁の中に、270件の回答というのは、小谷地域の1,000世帯以上の方々から見れば僅かな回答だというような言葉をおっしゃっていました。それは違ひませうか。

(僅かと言っていないの聲あり)

(西尾) 僅かとは言っていないですか。では、そこは訂正いたしますけれども……

(委員長) 個別に対応はおやめください。西尾委員、続けてください。

(西尾) 12月1日の教育部長の答弁の中で、小谷地域に取られたアンケート、270通の回答は、小谷地域1,000世帯以上の人数からすると全てではないというような答弁がありました。では、全ての小谷地域の方々に教育委員会は意見を聞く、その思いがあるのかどうか、その点について伺ひませう。

(教育部長) 答弁前に、ご質問の中にちょっと誤解があるのかなと思つて、お話をさせていただきたいのは、前の市長が笠原のときに私が市長である限り廃校はしないということでご質問をいただきましたけれども、それは何度も何度もご説明申し上げておりますけれども、あの当時の市長が私が市長である限り廃校はしないというところは、一つの文章の一部分を切り取られたのでの話になります。議事録に残っておりますけれども、そのときの市長のお話は、ここにいる皆さんの総意、全員の総意であれば私は廃校にはしません、廃止はしませんということを当時の市長は申し上げております。笠原の地域の方は、全員が廃校にしないでほしいということではなくて、例えば中央小学校区に引っ越してまで



も中央小学校に行きたいとか、ほかの地域に行きたいとか、そういうような声がたくさんありましたので、そういう声を踏まえての適正配置、再編に取り組んだものです。

それと、ご質問のアンケートの話ですけれども、アンケートにつきましては、令和4年度に自治会に加入しております957世帯にアンケート調査を行っておりますので、その中でご意見等は承っております。今後また全部にやるかというのと、それについては考えておりませんが、統合、再編を全員が賛成するとか、全員が反対するとかということではないと思いますので、その辺りはやはり個々に意見が違うというところがありますから、私たちはあくまでも子どもたちのために、子どもたちによりよい教育環境をつくっていくというのが我々教育委員会の責務だと思っておりますので、それに向けて取り組んでいるところです。

（西尾）今の教育部長の答弁に対してなのですけれども、全員が一つの決まったこととか議案に賛成する、また全員が反対するというのも、もちろん、この常任委員会を見ても分かるように、あり得ません。なかなか難しいと思います。けれども、今回の学校統廃合につきましては、笠原小の件もそうです。川里地域のことについてもそうなのですが、小谷小のほうもそうです。それから、大芦小ですね、今おっしゃった令和4年度に取ったアンケート、これが教育委員会のページに載っております。私も拝見しましたけれども、ほとんどの方々が統廃合に反対、戸惑っております。今ある地域の学校を残してほしい、そのようなアンケートの回答が多かったと認識しております。そのことについて、アンケートを取るだけでなく、しっかりとそういった声にも向き合う、地域に話し合いを重ねに行く、そういったことをしていないように思うのですが、それについていかがでしょうか。

（教育部長）957世帯にアンケート調査を行って、35名の方から回答をいただいております。委員のおっしゃるとおり反対の意見というのは多くありましたけれども、もちろんそういう意見も踏まえていますけれども、逆に賛成されている地域の方もたくさんいらっしゃいますし、保護者ですとか未就学児の保護者については自分の子どものために早く進めてほ

しいという意見もありますので、どっちかに偏って判断するというのはなかなか難しい、今委員がおっしゃるとおり全員が同じ方向というのは難しいと思いますので、その後にP T Aも含めまして地域で意見交換会もアンケートの後にやっておりますので、そういうところで説明はさせていただいている状況です。

（西尾）今、答弁いただきました。教育委員会としては、市としてはやはり、市の方針、教育委員会の方針に素直に従ってくれる、すぐに理解してくれる、賛成してくれる市民のほう、地域の方々のほうがもちろんやりやすいわけです。くみしやすいわけですけれども、やはり何事もそうです。反対意見、それに対して不安に思っている人たち、危惧している人たち、そういった声にこそしっかりと丁寧に向き合うのが本来の行政の在り方ではないでしょうか。しかも、教育に携わる機関ですので、もちろんそういったことをしっかりやるのが教育の本懐だと思っております。

では、質問の角度を少しまた変えさせていただきます。今、反対の意見にもしっかり耳を傾けてほしいということを申し上げましたけれども、教育部長はこれまでも鴻巣のICT教育、これは先進地だということで胸を張っておられます。鴻巣は確かにICT教育の先進地で、先進事例もあります。他の地域から視察も来ております。報道もされております。そしてまた、学校統廃合によって小規模校から大きな学校に行くことによって、子どもたちがたくさん意見に触れることができる、大人数で多様な意見を聞くことができる、そのようにおっしゃっています。1人1台端末も他市に先駆けて鴻巣市では導入しまして、実現しております。それから、ネットワーク構築にも鴻巣市はお金をかけています。もう環境は整っているわけです。であれば、今ある小規模校にいながらにして、子どもたちはほかの地域の学校とインターネットを通じて交流ができるわけです。教育委員会が音頭を取って、各学校がインターネットでつながって、子どもたちはそれぞれの端末を使って、それぞれの学校にいながらにしてほかの学校の子どもの多様な意見を聞くことができる、そういう環境はもう整っているわけです。それこそICT教育の醍醐味

だと私は考えております。子どもたちは、地域の人たちに愛されている地域の小規模校にいながらにして、きめ細やかな教育的配慮も受けながら、なおかつインターネットを通じてほかの学校の子どもたちとも交流できる、これこそ鴻巣モデルとして他市に誇れる事例になるのではありませんか。何もわざわざ地域の学校を潰して子どもたちを遠い学校に通わせる必要もないのではないかと思います。お考えを伺います。

(教育部長) 西尾委員がおっしゃるとおり、常光小学校と鴻巣中央小学校がインターネットを通じて授業をやられた様子を御覧いただいたと思います。おっしゃるとおり、そういうような教育形態も必要であると思いますけれども、全てがICTを使ってつながっていくということではありませんでして、例えば音楽会ですとか、体育もそうですけれども、運動会もそうです。ダイナミックな教育課程の中でそういうようなものを体験できるというのは、やはり適正規模校と小規模校との違いはあるかと思しますので、全ての教育課程においてICTが活用できるかという、そういうことは違うというふうに考えております。

以上です。

(西尾) 次の質問に行きます。

小規模な人数の学校では、クラス替えができない、いじめなどのトラブルが起きたときに転校せざるを得ないという答弁が教育部長から12月1日にごさいました。いじめが起きたときに最も大切なのは、学校や教育委員会がどれだけ真摯に問題解決に取り組むかだと思っております。学校と教育委員会がそれに応じなければ、問題解決に向けて誠実に真摯に取り組まなければ、いじめ問題は解決いたしません。少人数の学校や大人数の学校という問題ではないと私は考えております。今、本市はいじめ被害者から訴えられて裁判になっています。新聞にも2回載りました。学校と教育委員会の不誠実な対応が問われています。確認いたします。複数ある学校でいじめ被害者がクラスを替えてほしいと訴えたら、本市の学校と教育委員会はこれまでにきちんと応じてきたのか、その点を確認いたします。

(学校支援課長) お答えいたします。

そのようなご相談を学校からいただいた際、まずは学校が対応するような体制を市教育委員会としては支援しています。中にはやはり教育委員会が間に入って調整する必要がある場合は、丁寧にその子に応じた対応というところを支援させていただいております。

以上です。

（西尾）今答弁にありましたように、誠実な対応をしっかりと学校と教育委員会がやっていくことがいじめ問題の解決の第一歩だと思います。ということであれば、教育部長がおっしゃるように、大規模校だからクラス替えがしやすい、それはもちろんですけれども、大規模校だから、小規模校だから、いじめ問題が解決しやすいということにはならないと思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

（教育部長）申し訳ありません。大規模校を決して望んでいるわけではありません。適正規模校という形での1学年3クラスから4クラスの学校を目指しております。その中で、委員のおっしゃるとおり、適正規模校だからそれが解決するとか、そういうことではないと思います。そこで教育委員会なり学校が、もしいじめが起きたら、その子に寄り添って、どういうことで解決できるかというのを考えていくのが学校、教育委員会の責務だと思っておりますけれども、ただ現実的な相談の中に、この子とこの子を、うちの子とこの子を一緒にクラスにしないでほしいというようなご相談は多々ありますので、そういう切実な思いを持っている保護者もたくさんいるということの中では、解決の一つとしてはそういうことがある。ただ、クラス替えをすることで解決するのではなくて、どうしていじめが起きたのかという根本的な原因を考えていく中でいじめというのを解消していく。かつ、ただそれでもこの子とこの子が一緒にクラスにはしてほしいという相談も現実的にはあるので、そういう部分においては、対応としては複数のクラスがあったほうがいいのではないかというふうに考えているところです。

（西尾）そういうことであれば、やはり教育部長常日頃おっしゃっていますけれども、学校統廃合によって、適正配置、適正規模によって小規模校から大きな学校に移った子どもたち、いじめ問題に接した場合にク

ラス替えがしやすい、そのようなクラス替えがある、そのようなことを常日頃おっしゃっていますけれども、大規模校イコールいじめ解決しやすいという認識は、やはり今のご答弁からも考えるのは難しいと思います。

すみません。次の質問に移らせていただきます。地域の方々から、子どもの声が地域から聞こえなくなると、切実な訴えが出ています。教育部長は、学校がなくなっても地域から子どもたちがいなくなるわけではないと過去の答弁で発言されています。12月1日もおっしゃっています。しかし、子どもたちが学校で過ごす時間の長さを考えてください。1年365日、子どもたちが学校で過ごす時間はどれくらいになるかを考えてください。それから、地域に学校があるからこそ運動会や文化祭、先ほど音楽祭などダイナミックな行事、活動が小規模校ではできないとおっしゃいましたけれども、小規模校ならではのよさがございます。地域の学校で運動会や文化祭、学校を中心とした様々な行事に地域の人たちが参加できるわけです。災害時の拠点にもなります。地域の人たちは、学校から聞こえるにぎやかな子どもたちの声や通学路での子どもたちとの交流を通じて地域の子どもたちをみんなで一緒に大切に育てていこうという思いを強くしてきたわけがございます。おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんが通った小谷小に孫が、子どもが通っている。地域の学校が廃校になって、子どもたちが遠くの学校に通わざるを得ないというのは、その地域から明かりがなくなるようなものではないでしょうか。活気がなくなるというようなものです。保護者の目の届く場所にある地域の学校で、地域の人たちからも愛されている教育環境が子どもたちによい影響を与える、その点をもっと考慮すべきではないでしょうか。それでも教育部長は地域から子どもがいなくなるわけではないとおっしゃるのか、見解を伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

地域の中に子どもがいなくなるわけではないということですが、小谷小学校が廃校になった、閉校になったとしても、その地域から子どもがいなくなるわけではありません。小谷小学校というところに

は行かないけれども、例えば違う学校で統合したとしても、その学校に通う子どもたちがいて、地域が広がるという感じでしょうか。鴻巣の中から子どもが決していなくなるわけでもないし、小谷地域から子どもがいなくなるわけではない、小谷地域からより近くの学校ではないところだけれども、通っていくということで、決して地域の中に子どもがいなくなるわけではないというふうに捉えておりますので、これまでと同様に地域の方が、小谷小学校ではない学校に行ったとしても地域の中の子どもであることには変わりはないので、引き続き温かく見守っていただきながら、小谷地域の中で子どもを育てていっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

（西尾）小谷地域の中で子どもを育てていくということ、それこそがまさに小谷小という学校に子どもたちが行くということではないでしょうか。それを今まで地域の皆さんがやってきたわけです。笠原小学校もそうでした。そのような伝統があって、子育てをみんなで、学校を守り育てながらやっていく、そういった伝統も含めて、笠原小がなくなることに対して笠原地域の方々が反対をしたわけです。小谷小学校もしかりではないでしょうか。地域が広がるとおっしゃいましたけれども、これは机上の空論でしかありません。実際に保護者の目、地域の目にある小谷小を離れて遠くの学校に子どもたちが通っていくこと、このことを考えたら、軽々に地域が広がるなどと言うことはできないと思っております。地域の方々の切実な声に対して、はぐらかしではなく、はぐらかしではないとおっしゃるかもしれませんが、やはり地域の方々にとってみれば教育委員会のそのような態度はそういうふうに思えるかと思いますが、しっかりと地域の方々の声を聞いて、地域の学校を大切にしてください。WHOも言っておりますが、100人規模の小規模校、地域の学校をしっかりと大切にしてください、これがやはり今の鴻巣にとっても大切なことだと私は考えておりますが、その点についていかがでしょうか。

（教育総務課長）お答えいたします。

少子化につきましては、鴻巣市だけの問題ではなく、全国的に子どもが

少なくなっている現状でございます。そういった中で、現在とこれからの子どもたちにとってあるべき教育を、よりよい教育環境をつくるということはどのようなことなのかということを経験委員会としては常日頃から考えておるところでございます。委員のおっしゃるとおり、より近い地域の学校が閉校になるかもしれないけれども、その地域から子どもがいなくなるわけではなく、新しく統合された学校の、そこを拠点として地域が広がる、そして広がった地域でよりよい教育環境というか、学びができたり、また地域が広がったことで、これまでの小谷地域以外の、ほかの地域の広がったところの地域とも交流ができるということは、子どもたちの成長にとってはかけがえのない経験であったり、とても大切なことというふうに捉えておりますので、決して小谷地域の中の小谷小学校がなくなったということではなく、新しく行く学校をまた新しい広い地域というふうに捉えて、子どもたちにとってよりよい環境を教育委員会としてはつくっていききたいなというふうに思っております。

以上です。

（西尾）地域が広がるということを強調されておりますけれども、果たしてそうかと私は疑問に思います。私は、小学校1、2年生のときに、やはり当時は、昭和40年代、地方で学校の統廃合が盛んだった時代でありましたけれども、スクールバスで小学校に通っておりました。自分のうちから徒歩5分ぐらいのところからスクールバスで行くのですけれども、スクールバスで通り過ぎる地域のことは全く覚えておりません。また、その地域の方々との交流もありません。やはり人間のふだんの活動というのは、特に昔からその地域、小学校を中心に栄えてきた、いろいろやってきた、そういう人たちのコミュニティーというのはそんなに簡単に広がるものでもありません。人間の活動範囲がそんなに広がるわけでもありません。やはり地域を、小学校を核としたコミュニティー、そういったものがつくられてきたときに、例えば地域のお祭りですとか小学校のささら舞、そういったもの、例えば蛍の飼育ですとか、吹上地域にもいろいろな伝統、学校が守り育ててきたものがございます。それは、やはり狭い地域、コミュニティーでこそ生きてくる、大切に育てら

れてきたものもあるわけであって、地域が拡大したから、それも広がる、それも盛んになる、そういった考えは違うと思っております。やはり小さな地域も大切にしていって、その姿勢を教育委員会は持つべきだと思いますけれども、そのような地域が広がったときに、今まで小谷地域で守り育てられてきた伝統、お祭り、慣習などをどういった形で教育委員会としては尊重して、浸透をしっかりとさせていこうとしているおつもりなのか伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

これまでも小谷地域につきましては様々な伝統を継承してきているという歴史がある地域だということは十分認識しております。そのこれまで培ってきた伝統を閉ざすことなく、地域の中に学校がなくなったとしても、閉校になったとしても、地域の中でこれまで築いてきたいろいろな歴史ある伝統については継承をしていくことができるというふうに考えております。ですので、これまで守ってきた歴史については引き続き大切にさせていただく中で、また地域が広がっていくということについては、その大きな地域でもまた新たに、子どもたちにとっても、地域の方にとっても、新たな経験を積むことにもつながると思っておりますので、決してこれまでの歴史を無視しているということはありません。これまでの歴史も大切にしながら、新しい未来に向かって子どもたちを育てていきたいというふうに考えております。

（西尾）つい先日、我が家の郵便受けにチラシが入っていました。鴻巣駅東口徒歩5分のところにエリア最大級のマンションができたという不動産会社のチラシです。337戸とのこと。鴻巣中心部の小学校の児童数は今後も増加していくと思われ。先日、NHKの「クローズアップ現代」でやっていたのは、さいたま市で新築マンションが増えて、小学校の児童数も増えて教室が足りないという内容でした。スケールは違うかもしれませんが、行く行くは鴻巣も似たような状況になるのではないのでしょうか。小規模校を潰して大規模校に統合させることを繰り返していたら、大規模校の児童数が増えたら、今度は通学区域を調整して周辺校に子どもたちを分散させる、そんな行き当たりばったりの教育行政



にならないか危惧しております。そういった場合、犠牲になるのは子どもたちです。また、地域の小規模校が廃校になったら、その地域に子どもがいる世帯や、これから子育てをしようという世帯は移り住みません。普通に考えて、転居する際や家を建てる際には近くに学校がある地域を選ぶのが当たり前ではないでしょうか。これは本市の都市計画の分野になりますけれども、教育行政においてもしっかりと考えていくべき問題だと思っております。この点についてどうお考えか、ご意見を伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

どこの地区に学校を配置するかということについては、市全体で考えていかなければならないことです。東口エリアに住宅が増えるということにつきましても承知をしているところでございますが、人口動態等も見極めながら、引き続き適正配置等については取組をしていきたいというふうに考えております。住宅の近くの学校に通学することが望ましいというのはおっしゃるとおりだと思っております。ただ、やはり子どもたちが学ぶ環境の中で、いろいろな子どもたち同士、ある程度の人数がいる中で切磋琢磨しながら学びを深めて成長していくという、子どものときにしかできないような学びをさせてあげたいということを市教育委員会としては常に考えていきたいところでございます。今後についても、小中学校の在り方につきましても検討をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

（教育部長）マンションのチラシがポストインされていたというお話でしたけれども、鴻巣駅の周辺にマンションが建って、児童数が非常に増えて、例えば鴻巣東小は教室がいっぱいで、極端に言うとまた校舎を増設しなければならないとか、そういう危惧をされているのかなと思えますけれども、今鴻巣東小学校というのは全児童数で250名ちょっとです。学年でいうと、学年1クラスの……学級数ですね。学年によっては1クラスの学年もございませぬ。3クラスある学年はございませぬ。そのような状況ですので、必ずしも行き当たりばったりで教育委員会が考えているかというのと、そういうことではなくて、適正配置の考え方においては

小学校からみんな同じ中学校に行きましょうねというその大前提があって、例えば北新宿の通学区域を変えたとか、そういうことで検討していることです。どこかを入れるためにどこかを通学区域を変更して減らすとか、そういうような、ある意味操作的なことは全く考えていないという状況です。

以上です。

(西尾) 今でしかない学びをしっかりと鴻巣市が提供する、教育環境をしっかりと鴻巣市が提供していくということは大切だと思います。大規模校、それから小規模校、それぞれによさがあり、それぞれにいろんな考え方があるとは思いますが。ただ、小谷小学校はこれまでも小規模校でやってきたわけですから。小規模校ならではのよさを地域の方々も保護者の方々も、そして当の子どもさんも感じている、そういう声も聞かれます。小規模校ならではの地域の皆さんと共に歩いていく小谷小学校、そうしたよさもあると思いますけれども、そういった点には全く配慮されていないようです。お考えをお聞きします。

(教育総務課長) お答えいたします。

小谷小学校につきましては、ここ何年か1学年1クラスというような状況でございます。ただ、過去においては、学年によっては複数クラスというような時代もありまして、例えば平成17年ですと180人ぐらいおるところですが、今後の見込みといたしましては、令和11年度に向けては71人ということで、過去の人数に比べるとかなり児童数が減少していきます。これまでも単学級というところではあるのですが、その単学級の中でも、1桁の人数での単学級なのか、それとも20人や30人いる人数の中での1クラスなのかによって子どもたちの教育環境というか、学びですとか、多くのお友達との関わりから生まれる社会性ですとか、そういうものにつきましては、1クラスの人数によっても大小で左右をされるかなというふうに考えております。これらのことから、やはりある程度の人数で学びを学び合いながら、お友達の意見を聞いたり、運動会等についても切磋琢磨しながら、お互い学び合いながら高めていくというような環境を教育委員会としては引き続き築いていきたいなというふうに考えてお

ります。

以上です。

(西尾) 大人数の学校で切磋琢磨し合いながら、いろんな意見を聞きながらというのは分かります。しかし、一方で、先ほどから申していますように、小規模校ならではのよさもあるはずですが、どちらが正解かというのはなかなか難しいかと思えますけれども、やはり地域の方々、これまで小谷小学校をしっかりと守り育ててきた伝統もあります。歴史があります。小さな小学校ならではのよさがあります。地域、地域の特性もあるかと思えます。これから小谷地域がどのようになっていくかも含めて、しっかりと地域の方々と教育委員会、市が話し合うこと、これでしか解決は見つからないと思えます。それぞれに教育についてしっかりと考えていらっしゃると思えます。それを否定することはありませんけれども、やはり教育委員会、市で決まったこと、教育委員会で決めたこと、それを強引に押し通そうとする、それはやはり住民無視のやり方だと思っております。やはり小規模校ならではのよさ、小谷地域ならではのよさがあるということをしかりと地域の方々、保護者の方々、それから当のお子さんの声を聞いていく、これでしか解決はあり得ないと思っております。いかがでしょうか。

(教育総務課長) お答えいたします。

教育委員会といたしましては、地域の方の声に耳を傾けずに強引に押し通そうというふうには全く考えていません。たとえ小学校が統合になったとしても、その地域から子どもがいなくなるわけではないのです。引き続き、地域の方には子どもの健やかな成長ですとか学びについては温かく見守っていただきながら、地域の中で子育てをしながら、未来ある子どもたちを大きく大きく育てていってほしいなというふうに考えております。

以上です。

(西尾) 決して地域の方々の声を聞かずに強引に進めているわけではないという点、それから地域から子どもがいなくなるわけではないという点、この点は先ほどからも私も質問の中で言っておりますし、答弁の中

でも何度も繰り返し聞かされております。やはりこれは双方考え方の違いがございます、根本的に。堂々巡りかと思えます。それを申し添えておきます。

では、最後の質問に移りたいと思います。通学路について伺います。今、小谷小学校のある地域は、地域の皆さんの努力によって通学の安全が確保されています。田園地帯も多く、ほかの地域の学校から見ても通学路の安全性が高い地域ではないでしょうか。ここから例えば赤見台第二小学校へ通うとなると、旧中山道も通らなければならない。ここは結構車通りも多いです。私も自転車で走っていて非常に怖い場所です。それから、JRの踏切もあります。通学路の安全性についてどのように考えているか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

通学区域につきましては、小谷小学校につきましては、今回の12月議会でこの条例が可決したところで今年度中に通学区域審議会というのを開いて、通学区域の見直しについて諮ってまいりたいと考えております。委員おっしゃるとおり、まず子どもの安全第一を考えて審議のほうを進めていこうと考えております。線路をまたぐですとか、大通りを渡っていくですとか、確かに様々な課題があると認識しております。これまでも箕田小学校ですとか北新宿の通学区域審議会でも、やはり同じように線路や大通りを越えて小学生が通学することについては様々ご意見をいただいておりますので、そういった前例の意見を参考にしつつ、また地域の方のお声も伺うことになっておりますので、それらも含めて、さらには各小学校、中学校の校長も審議会委員を考えておりますので、一番学区に詳しい意見も加えながら、より安全第一で通学区域を見直していきたいと思っております。

以上です。

（西尾）より安全な通学区域を見直していきたいというふうな答弁でしたが、やはり踏切も道路も私たちが勝手に動かすことはできないわけで、もうできているものであります。教育委員会として現時点でどのような安全対策を具体的に考えているかお聞かせ願います。

(教育部副部長兼学務課長) 踏切ですとか道路に関しましては、本課とか教育部だけで進めていくことができませんので、関係各課と連携をしながら、子どもたち、また学校、そして地域の安全を第一に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

(西尾) やはり踏切や道路、そこにもうちゃんと現前としてあるわけですから、できる対策というのは限られてくると思います。具体的にどのような対策が教育委員会の中で考えられているのか、改めて伺います。

(教育部副部長兼学務課長) お答えいたします。

赤見台第二小学校につきましては、現在も踏切を渡って通学している児童もおるということを伺っておりますので、そういった各学校でもう既に踏切をまたいだりとか大通りを渡って通っている通学区域の学校や地域、保護者の意見を参考にしながら、より安全な通学区域、通学路を探っていきたいと考えております。

以上です。

(西尾) 現在も踏切や大きな道路を渡って、車通りの多い道路を渡って学校に通っている子どもたちがいるということですが、自宅から学校に通うに当たって子どもたちの通学途中の注意力というのはどれくらい続くかどうか心配しております。自宅から近い学校に通うときに踏切や車通りの多い道路を渡る、そのときに注意力はまだ保てるかもしれません。しかし、小谷地域から赤見台第二小学校に通うとなると、かなり距離が延びてくると思います。子どもたちの注意力、自分も子どもだったときがありますので分かりますけれども、自宅から学校に着くまでに交通にしっかり注意する、踏切にしっかり注意する、その注意力が果たして小学校1年生から6年生までの子どもたちに、全ての子どもたちにちゃんと持続できるかどうか非常に疑問に思っております。そういったことについては考慮していただけるのでしょうか。

(教育部副部長兼学務課長) お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、小学校1年生と小学校6年生ではかなり発達の差もありますので、注意力というところでは大きな差があると認識して

おります。ですので、学校教育の安全教育という面で、通学、あるいは道路を横断して通学することについて、併せて教育の観点で子どもたちにより安全、よりルールを守って登校、下校することを併せて教職員と共に学ばせることも教育の一つかなと思いますので、そういった点も教育委員会として学校に指導、支援してまいりたいと思っております。以上です。

（委員長）西尾委員に申し上げます。

残り時間、あと10分となります。よろしくお願いいたします。

（西尾）では、最後の質問に参ります。

通学区域のことについて今お話がありました。これは小谷小だけではないのですけれども、学校統廃合に当たって、軽々しくスクールバス、それから遠い地域への子どもたちの移動についてしっかりと考えられていないところがあると私は見ております。自宅から離れたところに子どもたちが通うということは、大人が考えているほど楽な問題ではございません。簡単に解決できる問題ではございません。その点について、通学の安全、それから通学時間、距離、こういったことが子どもたちに与える影響、こういったことをどういうふうに教育委員会は考えているのかお伺いします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

通学距離に関しましては、本市としては学校から半径2キロという範囲で区域を設定しているというものが基準としてあるのですけれども、もちろん住んでいる地域、住まいによって学校からの距離がそれぞれ違うということも認識しております。それによって、今地区によってはスクールバスを運行しているというところも、発生しているというのも事実でございます。そういった地域、住んでいる地区によって違って、通ってくるということをそれぞれ子どもたちが、自分の住んでいる地区、住まい、学校、その違いを認識して、子どもたち同士で安全とか歩き方とかルールとかというのをお互いに考えていくということも、これも安全教育とかの一つだと思いますので、学校、地域、教育委員会も一体となって、よりよい安全性を子どもたち含め保護者、地域と考えながら、よ

り適正な通学区域を設定してまいりたいと考えております。

以上です。

(委員長) では、西尾委員の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時57分)



(開議 午前11時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) 前任者がいろいろ聞いておりましたので、考えていたことに重なっていた部分も幾つかあるのですけれども、まず大前提として伺いたいと思います。その大前提というのは、学校というのは学びやであります。自分たちが卒業した学校やなれ親しんだ学校、また自分たちが守ってきた学校を残したいというのは、もう当然ながら誰もが持つものでありますけれども、未来を担う子どもたちのために大人がなすべき責務は、でき得る限りあらゆる努力をして子どもたちの学びの環境を整えることだというふうに考えております。小学校の適正規模、適正配置は、子どもたちの学びの環境を守る、子どもたちの未来のために、子どもたちを真ん中に据えてというのが全ての基本であると私は考えておりますけれども、教育委員会の見解をまず確認をしたいと思います。

(教育部長) 今潮田委員からご質問がありましたとおり、適正規模、適正配置は何のためにやるのかというのは、やはり未来を担う子どもたちのためにどのようによりよい公教育環境をつくれるかというところを教育委員会は考えておりますので、例えばお金のためとかそういうことではなくて、何度も申し上げますけれども、適正規模の学校で多様な意見を聞きながら自分の考えをしっかりと言えるような、コミュニケーションを取れるような子どもたちが健やかに成長できる、そういう環境を整えることが必要だと思っておりますので、まずは子どもたち中心に適正規模、適正配置を進めてまいりたいと考えております。

(潮田) それが確認できたことが大変にうれしく思います。前任者の質問の中で、最初のほうかな、最初の質問でだったかな、この小学校の適

正規模、適正配置に関するプロセスというか、どういう審議会があったかというような、意見会というか、あったかというのが質問があって、それに答弁がありました。先ほど令和4年では6回、令和5年では4回あったのかなと思うのですが、それぞれの参加人数を教えてくださいか。

（教育総務課長）お答えいたします。

まず、令和4年度につきましては、4月にPTA役員との意見交換会を開催しておりまして、こちらが18名。その次が6月の16日にPTA会長と副会長との意見交換が2名。続きまして、7月8日に在校生保護者との意見交換会が9名。続きまして、2月24日の在校生保護者との意見交換会が27名でございます。令和5年度につきましては、5月13日に在校生、未就学児童保護者及び地域の方々と意見交換会を実施しておりまして、そちらが35名。最後、9月16日に同じく在校生、未就学児童保護者及び地域の方との意見交換会が45世帯となっております。あと、今年度なのですが、鴻巣市立小・中学校のあり方研究懇話会を6月9日と7月5日に開催しております。こちらにつきましては、懇話会の方が6月9日が12名、7月5日が8名ということで、地域、保護者の代表の方に集まっております。

以上です。

（潮田）確認ですけれども、地域の方も結構集まった会合が1回あったというふうに聞いているのですけれども、これ教育委員会が主催ではなかったという、何か前の答弁でそういうのがあったかと思うのですけれども、それはいつ行われて、大体の人数ってわかりますか。

（教育総務課長）お答えいたします。

そちらにつきましては、主催は教育委員会ではなく、地元の議員さん主催でのものになっておりまして、令和4年の6月26日に開催をさせていただいたようです。すみません、人数については、市教育委員会が主催ではないので、カウントはちょっとしていないのですが、これまでの説明会や意見交換会よりは多い人数が参加されておりました。

以上です。



(潮田) 今示していただきました人数、非常に毎回少なかったかなというふうに思うのですけれども、これって皆さんが集まれる時間帯ではなかったということなのではないでしょうか。教育委員会のほうで設定をした日時だったのか、どういうことでこういうふうに出席者が少ない、もしかすると日時の設定とかがいけないのかなと思うのですけれども、これ教育委員会が設定したものなのではないでしょうか。

(教育部長) これまでの機会の中でもそのようなご意見をいただいております。ご質問いただいております。ただし、この主に意見交換会につきましては、私どもの一方的に時間ですとか日にちを設定しているのではなくて、特にPTA会長とかPTAの方々に、いつ頃なら都合がいいですかというのを伺いして、それでご案内をしているところです。確かにその中でPTAの方の参加が少なかったりするケースもあるので、やはりお互いに話し合いながら、この時間だと難しいのですねとかというところでやり方を変えたりして、また日時を決定しているということです。教育委員会が一方的に決めているということではございません。

(潮田) そうすると、今回地域の方がアンケートをやったというのもありました。それも私も見させていただきました。その中でも情報があまり皆さんのところには伝わっていないのかなというちょっとイメージがあったわけなのですけれども、今後の説明会だとか、様々な進捗状況など、情報を地域の方に広く知っていただくための努力は今後教育委員会としては万全に行っていくという考えはあるというふうに思っていますか。

(教育総務課長) お答えいたします。

これまでも教育委員会といたしましては、PTA会長等のご意見等もいただきながら説明会等を開催してまいりました。しかし、まだまだ参加者が少ないというところもございしますが、今後につきましても、あらゆる方法やあらゆる時間等も検討しながら、より多くの方に現状の説明、報告ができるような場を設定していきたいと考えております。また、その設定につきましては、引き続き保護者代表の方ですとか、学校等の、

地域の方等のご意見も聞きながら、選定して開催をしていきたいと思っております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

次の質問ですけれども、9月議会が終わってから、最終日の翌日だったかな、元が笠原小学校に通っていて、今スクールバスで中央小学校に行っている子どもたちのスクールバスと一緒に乗せさせていただきました。一緒に登校させていただきました。とっつてもにぎやかで、とっつてもみんな朝から元気で、笑顔で、本当ににぎやかなスクールバスでした。そこに私も座ったときに、両隣がちょうど男の子と女の子だったので、女の子のほうにまずは聞きました。「今中央小に行くようになってどう」と聞いたら、「とっつても楽しい」って言ってくれたのです。「どこが」って聞いたら、今までだと14人のクラスだったけれども、中央小に行って34人になったと。あと、学校の先生もたくさんいるので、今までの笠原小だと少ない先生で、実はあんまり合わない先生もいたのだというふうに言っていて、でも今はすごくたくさんの先生に声をかけてもらって、あとはクラブ活動も選ぶことができると言って、とっつても喜んでいたので。それを聞いて、またもう一人、今の子は女の子だったのだけれども、もう一人、男の子も「すごく楽しいよ」って言って、本当に生の声を聞かせていただくことができ、私もずっと心配をしていたのですけれども、そうではなくて、実際には、地域の方たちも登校する集合のところに集まった方たちが、バスが発発すると、みんなが手を振ってくれて、子どもたちも大きく手を振ってくれていて、それが全部の停留所でやっつていてというのが何かとっつても、地域でもそのまま地域の方たちが子どもたちを見守っているというのをすごく思ったのですけれども、鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方というのが今市のホームページにも載っていますけれども、その中でもメリット、デメリットが全部表になっているのですが、その中で特に、私は子どもたちと生で接したときにすごくよかったって、「困ることはある」って聞いたら、首かしげて「ない」というふうに答えら

れたのです。でも、そのホームページに載っている適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方のところでは、5ページに小規模化のメリット、デメリットの表があります。その中で、「集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少ない」、「運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい」とあったのですけれども、これって具体的にどういうこと、自分なんか想像するのでは、体育の授業でも人数が少ないと試合ができないとか、そういうのは想定ができるのですけれども、あとは合唱祭とかというのなかなかできないことぐらひは想像できるのですけれども、ほかに具体的な何か、小規模だと子どもたちの教育にとってちょっと困るのだよというものがあれば伺いたいと思います。

(教育部長) 先ほども答弁申し上げましたけれども、やはり今委員がおっしゃる合唱祭とか、体育ももちろんなのですけれども、鴻巣中央小学校にはのすっ子未来教室というのがありまして、その中では教科横断的な教育が行われております。PBL学習を行っております、その中では、今までですと限られた子どもたち、数の中で発表するにしても、具体的に申し上げますと、模造紙に付箋を貼って、もうそこで終わりです。発表するにして、それを黒板に貼ったとしても、まあ付箋の何書いているか分からないような状況になっていきますけれども、今はそこをもうちょっと発展して、それをパソコンに取り込むとか……失礼しました。パソコンに取り込む前に、まずもう自分のパソコンで付箋代わりにテーマに沿った考え方を子どもたちが書いていく。自分たちが書いていく。それを一斉に大画面に全て、例えば5班あれば5班の、ゴハンって班の数ですね、班の5班があれば、5班の数をもうその提示装置に、大型のスクリーンに出します。そうすると、自分とは違う考え方が、こんな考え方があるのだなと、人の考え方がもう一目瞭然に分かるのです。今までは発表しても、時間の制限がありますから、なかなか全員の声を聞くことはできませんけれども、今は一目見て、ああ、こういう考え方、こういう考え方が、たくさんの意見があるのだなというのは子どもたちの気づきとして、子どもの捉え方が変わってくるのかなというふうに思っ

います。そういう多様な意見を聞きながら、今度はそれを吸収して、それを自分の意見として発表できる。発表して聞いてもらえるというところがまた違ってくるのかなという。これからの社会に出ていく子どもたちにとっては、習慣的なそういう学習ができるのが非常に有効なのかなというふうには思っておりますので、ある程度の人数というのはそういうところでしかできないのかなというふうに思っております。

(潮田) 今部長が言っていた、のすっ子未来教室、これは文教福祉常任委員会でも視察に行かせていただきました。その授業は、確かに本当にカルチャーショックなほどすばらしくて、自分なんか半世紀前に受けていた学校の授業とは隔世の感がありましたし、従来自分たちが、この前行った授業は5年生の授業だったのでしょうか、自分たちが5年生のときは、先生がこれこれはどうであると言ったら、それが皆さん分かりましたかって聞かれて、はいって答えるようなのが昔の授業だったかなというふうに思うのですが、本当にこの前ののすっ子未来教室の授業は一人一人が自分の意見を言うというところ。それはすごくびっくりいたしました。そして、それを意見を言う、意見で言い切れなかったところはメモでお互いにそれを、気づいたこと、またはそれを改善できること、どうやったら改善できるかということもみんながそれぞれが考えて、それを相手に渡す。そして、それをすぐに瞬時にもうパソコンに生かすという、もう恐らくここに今座っている世代には誰もすぐできないような授業だったかなというふうに思って、今部長がおっしゃられたこれからの社会の人材育成というのは、そういうところだなというふうにすごく感じました。確かにあれは、人数少なかったらほかの人の意見とかというのは知るチャンスがないのかな、自分と全然違う意見があるという人を知るチャンスがないのかなというふうにも思ったし、あとは発表するというのはすごく、そのスキルというのを生かすというのは確かにその人数がいるということは重要だなということもすごく感じました。そうすると、そこの部分は今理解をしましたがけれども、例えば学校の先生たち、適正規模、適正配置の考え方の市のホームページに載っているところにも先生の人数の表もたしかあったかと思うのですけれども、そ

ういった部分で、小規模校だとどうしても先生も少ないから、運動会とかもすごく運営が大変、1人の先生がいっぱい担って、子どもたちに目が行かないぐらいだというような、ちょっとそういうのも先生からも聞いたのですけれども、運動会とかではどんな感じになるのでしょうか。小規模校のデメリットとしてはどんな感じになるのでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

小規模校の場合の運動会、先生方の運営なのですが、大規模校だとしても、小規模校だとしても、役割というのはそれほど変わりませんので、やっぱり先生方の負担は大きいのは現状あるかなと思います。その点ちょっと子どもたちにお手伝いいただくことにもなるかと思います。

あと、一方で、ちょっと運動会とは違うのですが、校務分掌というものが学校にはございまして、こちらは小規模校だろうが、大規模校だろうが、同じ仕事が割り当てられています。例えば国語主任とか、体育主任とか、そういった教科主任があったり、あとは生徒指導主任とか、教育相談主任といったものがあるのですが、そういったものは各学校に同じ数だけ割り当てられていますので、小規模校の場合、先生方がそういう校務分掌を複数受け持たなければいけないという、そういう部分では複数学級がある学校とは大きな違いがございまして。

（何事か声あり）

（学校支援課長）修学旅行や宿泊学習などもやはり、単学級の小規模校の学校の先生の場合、学年1人で、人数は少ないとはいえ、1泊2日または2泊3日のイベントを中心に運営していかなければいけないというところで負荷はかかりますが、学年に二、三人担任がいるという状況であれば、そこは連携しながら、例えば3クラスであれば、3人の目で100人を見ていくというところでの負荷は、やはりその部分の違いは生じているのは現状でございまして。

以上です。

（潮田）先生が大変なものも心配ですし、それ以上に、先生がそうやって大変になってしまうと子どもたちのほうに目を向けるパーセントというかが減ってしまうのではないかなという心配があるのですけれども、そ

こら辺はどうなのでしょうか。

（教育部長）今学校支援課長が申し上げたとおり、特に校務分掌というのは先生の数が多い学校も少ない学校も同じ量が来ますので、それを割り振っていく先生たちの負荷というのはかなり大きいのは現実です。かつ、今までコロナですとか、今はインフルエンザとかで先生が急に来れなかった場合、その教室は誰が見るのかというところも、教務主任とかはおりますけれども、教頭先生おりますけれども、そういうところでも非常に学校運営としては苦しい状況にあります。ということは、やはり子どもたちに向ける目が非常に変わってくるといいますか、難しい状況が学校運営の中では起こってくる、つまり子どもたちに向けられる目というのは限られてくるというのは現状だというふうに考えています。

（潮田）どうしても小規模校というと、大昔の映画の「二十四の瞳」みたいな、そういうイメージがあって、そっちがいいのではないかというのも、自分も大昔そういう映画を見て、そういうふうに思ったことがありますけれども、そうすると今は様々な、授業形態が違っていたりとか、先生たちの任務が変わっていて、そういう状況とは違っているということでもよろしいのでしょうか。

（教育部長）今委員がおっしゃるとおりだというふうに考えております。やはり時代は変わってきているので、教科の内容とかも変わっていますし、やり方とかも変わっていますし、そういう中では非常に教師としても難しい対応が迫られているというふうに考えております。

（潮田）少し質問をまた変えます。

今回の小谷小につきましては、今までの笠原小や常光小が中央小に行くというパターンとは違って、吹上小学校、赤見台第二小学校、箕田小学校の3校に分かれることがもうこれは示されていますけれども、当初は皆が吹上小学校に行くということで議員のほうには最初説明があったかなというふうに思うのですけれども、いつの時点で、どのような経緯でこの3つの小学校に通うような案となったのかを正確にというか、ちょっと教えていただきたいと思います。

（教育部長）まず、適正配置の考え方といいますか、鴻巣市で始まった

のは、鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方というのを平成27年3月に策定をいたしました。その後、平成27年8月に適正配置等審議会に諮りまして、その適正配置等審議会の諮問の中には、例えば、例えばといいますか、3つありまして、1個は通学区域の見直しについて、2点目が小中一貫校について、3点目が小学校の適正配置についてという3点について諮問させていただいております。平成27年8月です。そのときに絵が出ていたのですけれども、その絵が具体的に小谷小学校、大芦小学校、吹上小学校を1つにするような絵といいますか、図表みたいなのがありまして、笠原小学校、常光小学校、鴻巣中央小学校、これが適正配置の考え方。小中一貫教育については川里の3校と川里中学校、通学区域の見直しについては鴻巣東小とか町なかの通学区域の見直しについてというところが3点ありましたけれども、このときに初めてそういう絵といいますか、27年にそこに出ささせていただいたところでは。その後、平成28年、翌年、通学区域審議会が答申を受けたのは平成29年ですから、約1年半ぐらい、2年弱ですか、審議会の中で、小谷小に限って言いますと、小谷小学校の学校評議員会と校長、教頭とかも含めて意見をいただいた経緯があります。平成28年2月に伺っているのですけれども、そのときに大きく今議論されています、例えばスクールバスの利用を考えてほしいという評議員さんからのお話がありました。また、評議員さんからは赤見台地区も考えてほしい、赤見台北も考えてほしいということで、そこが第一歩だったのではないかなというのが平成28年のときでございます。

それ以降で言いますと、それが29年に答申があったのですけれども、答申については、具体的に計画は答申の中で示されてはいなかったのですけれども、その後、笠原小学校、常光小学校と動いてきた中で、今年の4月12日のPTAとの意見交換会、4月12日に行われた意見交換会の中で保護者の方から箕田小には行けないのですかというご質問をいただいております。同様に、令和4年7月8日の意見交換会においても、赤見台第二小学校、箕田小学校を含めた再編を考えてほしいというご意見をいただいております。それ以前に、ほかの市議会議員を通して、箕田小

学校に学区変更させていただくことは可能でしょうかという議員からのご質問をいただいたこともございます。そういう未就学、在校生の話も踏まえまして、教育委員会としてはそのことについて検討を行いまして、今の案となっている状況です。

（潮田）そうすると、今の答弁によると、子どもを通わせる、大本は全部吹上小学校に行くというふうに教育委員会としては考えていたのだけれども、子どもを通わせる親御さんたちからの希望で赤見台第二小学校とか箕田小学校というのも出てきたということですよ。教育委員会がそういうふうに最初から3校に分けたとかというような提示をしたのではないということによろしいですか。

（教育部長）あくまでも地域の保護者ですとか、未就学の保護者の皆さんのご意見を参考にさせていただいて、隣接する箕田小学校、赤見台第二小学校も候補として検討を始めたということが今の状況となっています。

（潮田）令和6年の新入生は、もう既にどこの学校に行くかというのがどきどきしている段階だと思うのですけれども、今、今度の令和6年の4月から既に吹上小学校、赤見台第二小学校、箕田小学校を希望している子ども、保護者はいるのかどうか、またその子たちの就学児健診とかはどうなるのか伺います。

（教育部長）今委員のご質問のとおり、既にもうご相談はいただいているところです。これは今回の小谷に限らず、笠原のときもそうですし、常光のときもそうなのですけれども、統合が見えているのであれば、先にその統合先に行きたいという保護者はかなりおりまして、今回の小谷に限っては、在校生の中でも、転校してでも違う学校に行きたい、それは決して小谷小学校でうまくいっていないとかそういうことではなくて、近いから転校したいというご相談もいただいております。

就学児健診につきましては、教育総務課長からちょっと答弁させますので。

（教育総務課長）お答えいたします。

先日、令和6年度の新入学児童の就学児健康診断が小谷小学校のほうで



開催されております。そちらで今回の話がある中で、市の教育委員会としても、来年入学をする保護者の方がとても不安ではないのかという思いもあり、直接お話をしたり、ご質問を受けてお答えをしたりする機会を求めて、その就学児健診の会場のほうに、教育委員会担当と私のほう行かせていただきました。その中では、やはりご質問をいただく中では、いつから行けるのですか、来年からもう行くことができるのですかというご質問ですとか、あとは前を向いているようなご質問を多くいただいております。これから入学をする未就学児の保護者の方については、途中で転校するのであれば、最初から統合予定の学校のほうに行きたいというお声も、ご質問も受けているところです。

以上です。

（潮田）そうすると、まずそういう希望があった場合、今回これで議決するかどうかあれですけれども、議決した場合はそういうことが可能になるということも考えられるということによろしいでしょうか。

（教育部長）今回ご承認いただいて、その後すぐに通学区域審議会を開きまして、通学区域審議会でどのような答申が出るか分かりませんが、仮に3つの小学校でということをお認めいただいた場合はそちらに、未就学の1年生ですか、今度上がる1年生については弾力的な運用の中でお認めしていくような形になるかというのが1点と、先ほど言いました在校生で転校したいというお子さん、そこについてもちょっと考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

（潮田）そうすると、親御さんとの意見交換の中でもスクールバスは可能なのかという声があったということで、先ほどちょっと答弁でもありましたけれども、今後、必要性によってはスクールバスも可能になるということですか。それとはまた別。スクールバスは、今この小谷小学校の、赤二小とか箕田小に行く子供たちは近いからというのですけれども、吹小に行くのには非常に遠いという在校生、今既にいる子供たち、その子供たちについてはスクールバスということは考えることができるのでしょうか。

（教育部長）小谷小学校の在校生、保護者の方から、今在校生はもう既

に小谷小学校でみんなが一緒に学んでいるわけですので、できればみんなそろって吹上小学校で学ばせたいというご意見いただいております。ただ今委員おっしゃるとおりちょっと距離ありますので、その場合は、適正配置の基準、スクールバスを出す基準としては直線で2キロということを考えますと、やはり2キロを超えてしまう部分がありますから、スクールバスで吹上小学校に登下校支援するという形になろうかと思えます。

（潮田）これまた確認なのですけれども、小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方の8ページのほうにあるのが、通学区域の弾力化に、学校規模や配置の適正化を図りながら継続して行い、地域の実情や保護者のニーズに対応していくってあるのですけれども、小谷小学校閉校に伴う弾力化は今後さらに、今までの笠原小や常光小の閉校とは全然ちょっとタイプが違いますので、今まで想定していなかったようなことも起きてくるのかなというように思うのですが、この弾力化、さらにとというのは、もっと丁寧にとかというのが可能なのかどうか伺います。

（教育部長）弾力化の中で、特にスクールバスについてなのですけれども、スクールバスは、小谷地区は3小学校の全てが直線2キロ範囲内に入っておりますので、将来的には皆さん歩いて登下校していただきたいというのが教育委員会の考え方です。ただ、在校生については、吹上小学校を希望されておりますので、それは別れることなく一緒にという考え方によりますとスクールバスを、通学区域審議会に諮るわけですけれども、そこでお認めいただければバスを出すわけですけれども、それはいつまでも出すということではなくて、2キロ範囲内ということになりますと、在校生がいなくなった段階でまたバスを出す、出さないとか、そういうところも含めて検討していくような形になろうかと思えます。

（潮田）当然ながら今後またいろいろなのが出てくるかなというふうに思いますので、それに対しても柔軟に対応していただくということをやっと、教育委員会にはそれを担っていただきたいと思いますが、それはやっていただけるというふうに考えてよろしいですか。

（教育部長）当然にその都度その都度適切に対応しなければならないと思います。バスも含めていろいろな過渡期がありますので、そこについては慎重に教育委員会の中でも話し合いながら、また保護者とも話し合いながら決定していきたいというふうに考えております。

（潮田）それでは、今回の109号が承認というか、可決した場合の話ですけども、跡地利用についてをちょっと確認をしたいと思います。11月9日、私ども文教福祉常任委員会で視察に行ったのがエールぎふというところでありました。そこは、岐阜県ですけども、岐阜県岐阜市だったと思います。まさに小学校閉校の校舎を利用して、ゼロ歳から二十歳までの子育てに関する全ての相談と子育て支援、ヤングケアラーだとか、児童虐待だとか、もう本当に不登校傾向のお子さんたちの通うお部屋もありました。学校だから、たくさんお部屋がありますので、本当にたくさん、その場合は児童相談所も入り、また警察署も入り、警察署の子どもたち担当というところも入り、非常によい形での、全部丸ごと子どもたちを育てていくというのを見させていただきまして、ここにいるみんなもそれはよく見ているから、委員たちはよく分かっているかと思うのですけれども、小谷小学校は校舎もまだ比較的新しいほうかなって思うし、芝生も地域の方たちが本当によく手入れをしてくださっていて、恐らく鴻巣市内の中でも地域の方が本当に子どもたちを見守ってくださっているなというのを感じる学校だと思います。これが人数の関係、人数がどうしても減ってきてしまって、子どもたちの学びを守るという意味で、そこに小学校はもし閉校になったとしても、でもそういった子どもたちのための施設というか、そういうような使い方をするとかというようなのを、この前行ったエールぎふとかを見ると、すごくいい形だなというふうに思ったのですけれども、そういったような使い方というのは考えられるのでしょうか。

（教育部長）今委員がおっしゃるとおり、小谷小学校は築年数が浅いです。特に体育館はまだ新しいですし、校舎も比較的きれいですし、ましてや校庭も芝生も真っ青で、きれいな校庭になっております。この校舎をどうしていくかというのは、今後といいますか、早い段階で庁内で検

討するのと同時に、これまでの地域との意見交換会の中に、廃止が決まったときには、例えば不登校対策の施設ですとか、避難所であるので残してほしいとか、そういうご意見はいただいておりますので、例えば小谷小学校を壊して更地にするとか、そういうことは今のところは考えておりませんが、ただこれ教育委員会だけで決められるものではありませんので、いろんな利活用を地域の方の意見、また我々市役所の職員等集まりまして、どのような利活用ができるかというところを含めて早い段階にお示しできればいいなというふうに考えているところです。

（潮田）確認です。今の時点では建物は残すという方向という考えということによろしいのでしょうか。

（教育部長）校舎を残した上での利活用ということ考えていきたいというふうに思っております。全てが、例えばこれから閉校になっていく学校があったり、これまでも笠原小学校、これから常光小学校そうなりますけれども、それぞれ地域によって条件が変わってきますので、一概に一律同じ対応とはできないというふうに思っておりますけれども、小谷小学校については、何かしらの方策を早い段階で見いだしていきたいというふうに考えております。

（潮田）すみません、教育部副部長（P.52 発言訂正あり）にお聞きしたいのですが、この前エールぎふ、一緒に来ていただきました。そのときに直接見た、執行部の中でエールぎふを見たのは副部長だと思うのですが、副部長としてはあの建物の使い方ってどのような……

（委員長）潮田委員、副部長ではなく……

（潮田）そうだった。申し訳ありません。

（委員長）訂正してください。

（潮田）申し訳ございませんでした。随行いただいたのは健康福祉部長でございました。申し訳ございません。健康福祉部の部長でございました。訂正させていただきます。

（委員長）訂正についてはご了承願います。  
なお、字句その他については一任願います。

潮田委員、続けてください。

（潮田）申し訳ありません。頭の中がもう全部。申し訳ございませんでした。今学校関係のことでこっちばかり見ていたので、大変に失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

そういたしますと、エールぎふについては、今答弁がありましたので、そういうことも考えられるということでございましたので、それで分かりました。

当然ながら、今この条例が通らなかったら跡地活用も何も示せないというのは当然なのですけれども、先ほど庁内でのというのはありましたけれども、どのような段階で跡地利用について論議して、またその内容は地域の方に知らせるとかというのが、地域の方の声もいただくという必要もあるかと思うのですけれども、どういう段階を踏んだらできるというふうになるのでしょうか。

（教育部長）まずは、教育委員会は教育委員会である程度の腹案はありながら、やはり庁内の各部局においてどういうふうな跡地利用活用ができるかという提案をしていただきながら、幾つか案が出た中でそれを踏まえて、また地域の方からの意見の中で、先ほど申し上げましたとおり避難所として残してほしいとか、不登校対策というのはちょっと教育にかぶる部分もあるのですけれども、教育とか子育てに関連する部分あるのですけれども、そういうところも踏まえながら、何が実現可能なのか、あまり雲をつかむような理想論ではいかなくて、現実的な部分を、そして地域の方に還元できるような、学校がそういうような使い道で残せるような案をできれば年度内には見せていきたいというふうに思っております。

（潮田）できれば年度内にはということでもございました。そこには地域の方の声も入れることを想定しているということでもよろしいのでしょうか。

（教育部長）今はっきりどういう方と呼んで、どういうような残し方をしていくかという具体的なことはちょっと申し上げられないのですけれども、これまでも意見交換会に、何度も申し上げて申し訳ないのですけ

れども、意見交換会の中で跡地の話って出てきておりますので、そういう地域の方の跡地のお話を参考にさせていただきながら、どの段階でまたそれをフィードバックできるかというのはちょっと今後の、近いうちに方向を定めると申し上げましたので、その中でどのようにお見せできるかというのを検討してまいりたいと思います。

（潮田）これ最後になりますけれども、私、小谷小学校が芝生化になった直後に行かせていただきました。小谷小学校はたしか早い段階で芝生化が始まったのだと思います。それは、芝生化ができるためには地域の皆さんの協力がなければなかなかできないから、どういうところから、一番最初笠原小学校だったのは覚えているのですけれども、やっぱり小谷小も本当に地域の方たちが自分たちの地域の学校をよくしたいという思いがすごく熱いのだなというのを感じたのを覚えています。そういうことを思っても、地域の皆さんがどれだけ子どもたちのことを思ってくれているかなという、その気持ちもすごく分かるわけですけれども、今一連のご答弁をお聞きしていく中で、最後にもう一回確認をさせていただきたいのですけれども、今教育委員会として目指しているこの適正規模、適正配置については、子どもたちの未来のためにということを第一に考えているということを確認したいのと、そして地域の皆さんの声もしっかりとそこには耳を傾けて聞いていくという姿勢があるということを確認したいと思います。それについての見解をお願いいたします。

（教育部長）まず、この適正規模、適正配置の取組というのは、冒頭にも申し上げましたけれども、将来を担う子どもたちのために、子どもたちのことを第一に考えて進めていくものだというふうに考えておりますので、そのためには鴻巣市として、教育委員会として適正規模校というものを目指して取り組んでまいりたいと思います。基本的な考え方にもありますように、小学校の再編を考える存置の基準としましては、全学年が単学級になった場合、もしくはそれが想定される場合であったとか、そういうところも当てはめますけれども、必ずしもそれは全部ではなくて、地域によって学校の在り方といいますか、人口動態も含めまして違いますから、そういうところも踏まえて検討する中で、やはり何よりも

そこの学校で学んでいる、また鴻巣の市内で学んでいる子どもたちがよりよりよい環境で将来を担っていただけるような、そういう子どもを育てていきたいというふうに考えているところです。

また、地域の方の意見というのは、これまでもお聞きはしておりますけれども、引き続きそれは継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) 潮田委員の質疑については、終了でよろしいですね。

(潮田) はい。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 57 分)



(開議 午後零時 59 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

西尾委員より発言を求められておりますので、許可いたします。

(西尾) 午前中の議案第109号についての私の質問の中で、「齊藤部長、齊藤部長」と個人名を連呼してしまっておりましたことをおわび申し上げますとともに、「齊藤部長」の部分を「教育部長」に全て修正いただきたくお願いいたします。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

(諏訪) では、議案第109号に対して何点か質問させていただきます。まず、この適正規模、適正配置という小中学校の統廃合ですけれども、平成27年1月7日に文部科学省が出しました適正配置に関する手引によって、当市においてもそれに基づいて適正規模、適正配置の方針が立てられたというふうに理解しております。それで、この文部科学省の出しました手引を改めて読んでみますと、本手引の内容を機械的に適用することは適當ではないと明言しているのです。ですので、冒頭で執行部の説明がありましたように、1学年12学級から18学級が適正ということはそれぞれの市町村で十分検討をした上で決めていいのだというのがこの

手引の中に書かれていることをまずお話をさせていただき、質問をいたします。

まず第1に、この間、とりわけ小谷小学校、地域の方々から丁寧な説明をしてほしいという要望が出ています。この議会全議員に直接お届けをしたということも伺っております。私も拝見させていただきました。そのなぜ今丁寧な説明をさらに求めるのかというところがポイントかなと思います。丁寧な説明が行われていないということが前提なのかと感じているところなのですけれども、先ほど前任者のほうが小谷小学校についての説明会などはどのぐらい行ってきたのかということが質問でありまして、ご答弁もありました。昨年の4月にPTAの役員さん宛てに、18名の方々にまずお話をしたのが最初というふうに伺いましたけれども、いろいろお調べいたしますとアンケートも行っています、本市において。それが「広報かがやき」にもアンケートの結果が出ました。令和4年度のアンケート、昨年の5月号にそのアンケート結果が出ておりまして、小谷地域は957世帯にアンケート用紙を配布。これは「広報かがやき」に挟んで配ったと思いますが、その回答率が3.66%なのです。非常に低いです。そして、先ほどの意見交換会、説明会含めても人数的には非常に少ない。そして、今年度になってから増え始めています。そして、さらに、先ほど冒頭で申し上げましたように、小谷小学校地域の方々が独自に900世帯にアンケートを配布して、267世帯（P.57「276世帯」に発言訂正）からその回答が得られているというこの事実。徐々にもっと説明してほしいのだという気持ちの表れだと思われるのです。ですので、まず地域の方々が丁寧な説明求めているのだ、よく理解できないということでございますので、この丁寧な説明、改めてどのように行うのか伺います。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時04分）



（開議 午後1時04分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。



(諏訪) ただいま小谷小学校地域の方々が行ったアンケート、回答を寄せられた方が276世帯ということですので、訂正をお願いいたします。

(委員長) 答弁を求めます。

(教育総務課長) お答えいたします。

丁寧な説明についてということでございますが、これまでも教育委員会としましては丁寧な説明をさせていただいてきております。説明会等についての参加者が少ないということで今お話をいただいたところですが、説明会の開催日や時間帯につきましては、保護者等にもどのような時間であれば皆さんが参加しやすいでしょうかというようなことも伺いながら日時等を工夫して、教育委員会として考えられる最善の方法で丁寧な説明をしてきているというふうに考えております。

以上です。

(諏訪) 教育委員会が行ったその説明が、丁寧にされたのかもしれませんが、受け取り側としてはよく理解できていない。そして、アンケートの結果については、小谷小学校地域の方々には教育委員会さんにもお持ちしているということでございますので、そのアンケートの結果、またそれぞれ皆さん本当にたくさん思いをアンケート用紙にご記入されていらっしゃるのですけれども、それを読んだ上でどのようにお感じになったのか伺います。

(教育総務課長) アンケートにつきましても、代表の方から、教育委員会のほうでもぜひ御覧くださいということで、わざわざ市役所のほうにお越しいただきまして、教育部長のほうが受け取りをさせていただいております。そのアンケートにつきましては、内容等も本当に1枚1枚教育委員会のほうでも中身を拝見させていただいております。地域の切実な声なのかなというところで本当に受け止めているところでもあります。教育委員会の中には、その質問の中には、子どもの思い出とかふるさとを残してほしいとか、ささら獅子舞とか日枝神社の彫刻等の文化遺産を守りたいですとか、防災拠点として学校は欠かせないとか、子どもたちの声が聞こえる地域であってほしいなどの注目すべき回答のところにご意見が多かったのかなというふうに感じているところです。ただ、学校

をなくすわけではなく、子どもたちが地域の中からいなくなるわけでもないというところも含めて、地域の方アンケートを実施していただいているという熱意があれば、これまで以上に今後の地域の中で子どもを育てていくということについては、これまでと変わらない取組がはできるのではないかなというふうに考えておりました、地域の中から決して子どもがいなくなるわけではございません。今後も引き続き子どもの成長については地域の中で見守っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）ただいまご答弁いただきましたが、まず最初にこのアンケートの設問ですけれども、小谷小学校を残すべきか、廃校にしてもよいか、そのほか、この3点が3択になっております。ここはどうでしたか。

（教育総務課長）小谷小学校の今後について、残すべきという回答が、アンケートの回答をいただいた276件の中では193ということで大きな割合にはなっております。ただ、この数字が多いか少ないかということになりますと、教育委員会としては何ともお答えができないところであります。全地域の声ではないというところはあるかなとは思いますが、アンケートをした中では残すべきというふうな方が多いのだなということでは捉えております。全体の分母ではなく、あくまでもアンケートをした中ではというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）それでは、教育委員会が行いましたアンケート、957世帯で回答が32件、今回のアンケート……

（35ですの声あり）

（諏訪）35件。そして、今回が276件。この差は何だと思えますか。

（教育総務課長）回答率の差でございますが、教育委員会といたしましては、地域の方が全戸配布をしていただいているのお声ということで、地域の方のアンケート結果については回答率も高い中で、市が行った回答率は、委員のおっしゃるとおり3.66%という回収率ではございますが、その回答数の多い少ないにかかわらず、少ない人数の結果であったとして

も真摯に受け止めたいというふうに考えております。ご意見については、一概に多いとか少ないとかではないかなというふうに捉えております。以上です。

（諏訪）記述式の部分でもたくさん書いていただいていますけれども、その中でもとりわけやはり説明が足りていないと、理解できなかったというお声がとっても多いと思うのです。もう一度やはり丁寧に説明してくださいというご要望になっていますけれども、教育委員会さんの今後の方法、今までたくさん意見交換会を行い、人数少なかった、アンケートを行い、回答率少なかったという中で、この地域の方々の思いをどのように受け止めながら説明ができると思われるのかを伺いたいと思います。

（教育総務課長）これまでも教育委員会には直接保護者の方や地域の方からお問合せやご相談や現状についての心配事等についてご連絡をいただいております。一人一人やはり考えることとか思っていることが違う中で、教育委員会としては一人一人に丁寧にこれまでも回答してまいりましたし、今後についても、立場がそれぞれ皆異なる中で答えは1つではないというふうには捉えておりますが、今後につきましても不安の声については耳を傾け、丁寧な対応を取りながら子どもたちにとって最善の方法を考えていきたいなと考えております。

以上です。

（諏訪）様々な意見、違った意見があるというときには、やはり本来の目的に沿ったものに合わせていく必要があるかと思うのですけれども、適正規模、適正配置は科学的、教育的に見て12学級から18学級が正しいのだというふうには思えないというような教育の専門家もおります。そういった中で、様々な意見が出ているときにきちんと科学的に分析をし、教育的な配慮が必要かと思うのですけれども、その部分ではいかがでしょうか。

（教育総務課長）教育委員会といたしましては、平成27年の3月に鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方を示しております。その中で教育委員会といたしましては、全ての学校が単学

級の状態もしくは予想される状態であって、集団活動に制約が生じる場合については、小学校の存置を検討する基準ということをしておりまして、こちらに基づき今の取組を進めているところでございます。以上です。

（諏訪）全国で、小学校では約4割、中学校では約5割が小規模校と言われております。子どもの数だけでその学校が適正ではないのかという判断基準はないはずなのです。その部分はいかがでしょうか。

（教育総務課長）委員のおっしゃるとおり、子どもの数だけではないというふうには十分認識はしておりますが、やはり小規模校におきましては教職員の数が子どもの数によって配置されている中で、ある一定のというか、教職員も配置の人数がある程度いる中で、いろいろな角度から子どもたちを育てるということがとても重要だというふうに捉えております。

以上です。

（諏訪）今、教職員の未配置、未補充の問題も大きくなっている中なのですけれども、要するに教員の配置基準があるがために子どもの人数が割り振られているというような今のご答弁だったのですけれども、やはりそこに教育予算をしっかりと立てることで配置基準も見直しながら、先生の負担が少なくして小規模校が運営できるというふうな基準にしていくべきだと思われるのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

（教育部長）義務教育の学校の先生の配置というのは、ご存じのとおり県での配置になっておりまして、市独自でできるところというのは、いきいき先生ですとか、独自の取組の中で学力向上支援員ですとか、理科支援員とか、そういうところで手厚くは行っておりますけれども、義務教育全体で見ますと市独自でできる配置というのは限られてしまいますので、その中で、小規模校であろうが、適正規模校であろうが、教育委員会で考えて、学習の形態を維持しようというふうに考えているところです。

（諏訪）そういたしますと、今市内にあるいわゆる小規模校で先生方が大変、仕事、業務量が多くて大変だということでしたら、市独自でやは

りきちんと補充をしながら小規模校をまずなくさないという考え方に基づいて行うべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

（教育部長）ちょっと話は違うのですけれども、小規模校になったからすぐなくすとか、そういう考え方に基づいて行っているわけではなくて、基本的な考え方を作成した平成27年のときに、小谷小学校は138人でしたけれども、その時点でもう小規模校でありました。存置の基準からいうと、もうその時点で考えなければならない状態ではありましたけれども、138人というところから将来的な推移を見ますと、その時点ではそんなに大きく児童数が減少するということは見込めませんでしたけれども、今の段階でいきますと、もう令和8年以降は70人台に減っていく予定になっております。子どもの数がもうこれ以上増えることは想定されない中で、このまま減っていくのを待ってればいいのかというところも考えますと、やはり小規模校をいかに残すかということよりも、もう子どもたちが減っていく中でどういう学習環境、教育環境を維持していくかということを考えますと、統廃合というのも一つの考え方になるかと思えます。

（諏訪）今、少子化というのは全国どこでも課題になっております。そして、いわゆる学校がなくなっていく地域にとってみれば、もっと子どもたちが増える要素がないのかなというふうに思われるのですけれども、そうしますとその小さな地域をそのままにしておくというのは、これは教育委員会だけの問題ではありませんけれども、市長部局との問題にもあると思うのですけれども、そこにやはり人も増やしながら、学校を維持するためにも人を増やす方法、例えば今、農業の地域ですけれども、それを市街地調整を外すとか、そういったことも含めながら地域をやはり守っていくという姿勢も大事かと。そのためにも学校というのはやはり必要なのかなというふうに感じるのですけれども、人口を増やすというところではいかがでしょうか。

（教育総務課長）お答えいたします。

人口を増やすということにつきましては、現在の法律上では難しいというふうなことになっております。

以上です。

（諏訪）学校がなくなりますと、もっと人口が減る要素が増えると思うのですけれども、そういった中で学校を存置させるということは重要だと思われまますけれども、いかがですか。

（教育総務課長）お答えいたします。

地域の中に学校がなくなる、学校をなくしたくないという気持ちは、教育委員会も気持ちは同じです。ただ、子どもたちが今後少なくなっていくということは明らかで、その中で子どもにとってよりよい教育環境をつくっていくには一番いい形は何なのかというのを教育委員会としてはやはり考えていかななくてはいけないというふうに考えております。何よりも主人公は子どもたちです。子どもたちのためにも、限られた予算を集中投資をして学校を、適正配置等の取組によって学校に対して集中的な投資をしていく中で転入が見込まれたりするのかなというふうに考えております。また、施設の老朽化とか、今はICTの活用など、これまではない教育環境も、これまで以上によりよいものをつくるためにも、集中的な投資をして子どもがほかの地域から転入してくるような教育環境を築いていきたいというふうに考えております。

（諏訪）ただいまICT教育の話も出ましたけれども、ICTの環境を整えていくということは、やはりそれは大事だと思います。ただ、市内の中で格差があるように思われます。子どもたち1人1台タブレットが今貸し出されておりますけれども、先ほども出ましたが、中央小学校とそれから吹上小学校、2つ、中央小学校は未来教室、吹上小学校はコスモスペースという、こちらは業者さんが1つの教室を改造しました。大型のテレビジョンもあり、3Dプリンターもあり、パソコンも何台も置かれて、そして専用の机と椅子が配置されています。今、市内に2か所だけなのですけれども、教育の均等化ということから見ると、これは今後は、ちょっと外れてしましますが、市内の各学校にこういったスペースを設けていくのかをちょっと伺いたいと思います。

（教育部長）まず、鴻巣地域につきましては、鴻巣中央小学校というところでそのような実証実験をしております。吹上につきましては、やっ

ぱり吹上の核となる吹上小学校にそのような形で教室といいますか、そういうような形で整備をしていただいております。次は、川里地域については、今統廃合の関係で川里の小中一貫校もしくは義務教育学校というところの計画の中でやはりそういうスペースをつくりまして、川里地域の児童生徒の皆さんに活用していただければというふうに考えておりますので、まずは各地域において1校ずつつくりまして、その学習の効果を検証した上で、多分お金はかかると思いますので、ほかに広げていくことを視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

（諏訪）ただいま吹上地域は吹上小学校にということでしたが、この順番、吹上地域に関しては、例えば小谷小学校に、大芦小学校にという検討はなされませんでしたでしょうか。

（教育部長）コスモスペースをつくりましたのは今年度ですので、もうその時点で小谷小学校、大芦小学校の統廃合につきましての議論が、再編につきまして議論がされておりましたので、まずは確実に残りの吹上小学校を中心に検討したところですよ。

（諏訪）ちょっとずれてしまっただけ申し訳ありませんけれども、鴻巣地域においては、例えば田間宮小学校だったりということは検討はされませんでしたか。

（教育部長）ICTを進める上で、各学校においてそのICTについての先生たちの理解度ですとか、熱量とか、そういうところも含めて整備しなければなかなか活用につながっていかないと思います。その中で、鴻巣中央小学校については比較的全体がそういう活用については進んでおりましたので、鴻巣中央小学校にそのような活用と。また、今文科省とかでも言うておりますけれども、パソコンルームの空き教室、余裕教室についてどういうふうに活用するかという、そういう実証実験においても、鴻巣中央小学校は比較的新しくスペースも広いことから、そこで検討したところですよ。

（諏訪）今回の適正規模、適正配置ですけれども、教育の機会均等、鴻巣の市内であればどこの学校に行っても同じように教育が受けられる環

境があるということで、適正規模、適正配置を進めていると思っておりますけれども、既にICT教育、もう子どもたちはタブレット1台皆持っていますけれども、その時点で均等に教育が受けられる環境が作られていないと思っておりますけれども、そこだけちょっと伺います。

(学校支援課長) お答えいたします。

ICT教育につきましては、本格稼働となりまして3年目となっております。当初はやはり学校間によって活用状況が異なっていたところはこちらとしても把握しておりましたが、様々な取組により確実に各小中学校においてはICT活用が充実しつつあります。PBL学習も吹上小学校や中央小学校以外の学校でも展開されておりました、こちらその専門機器がなくてもそういった学習は展開することができます。そのように、のすっ子未来教室やコスモスペースがないとしても、市内の小中学校においては確実にICT教育を推進しているという現状を確認しています。学びのスタイルが確実に変わっています。教師主導から学習者主体ということで、子どもたちが主体的、対話的で深い学びを実現している状況は、特に今年度2学期の学校訪問は大変見応えのある授業をたくさん拝見しております。今後にも期待しているところです。

以上です。

(諏訪) 質問を元に戻します。丁寧な説明の部分ですけれども、今年度6月と7月にあり方研究懇話会というものが開催されておりました、こちらのほうは箕田小学校、それから赤見台第二小学校、それから吹上小学校の各校長もメンバーでした。そして、各学校のPTAの会長さん、あとは放課後児童クラブの代表の方などがいらして、いわゆる小谷小の通学区域の問題などが話し合われて、私も傍聴させていただいたのですけれども、その中である学校長がやはり通学路の問題をとっても課題ということでお話しされておりました。先ほどは交通状況、大きな道路、幹線道路と踏切を渡るというところでも危険があるということなのですが、その学校長は、今やはり非常に不審者が多いという中で、小谷地域からちょうど中山道に向かってくる道路に、田んぼなのですけれども、そうすると不審者から何かあったにしても子どもの足でなかなか逃



げ切れるところでもない。そういった状況はどうするのだろうかというお話が出ました。先ほど通学路に関しては十分検討をされているということですが、こういった点では教育委員会はどのようにお考えがあるのか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

不審者につきましては、常に教育委員会のほうでも、不審者の対応については、不審者情報が来ますと、本教育委員会から各学校にその情報を配信して情報を共有して、各学校で周知し、児童生徒、保護者にはメール配信等で注意喚起を図っておるところです。

また、通学路に関しての安全面ですけれども、保護者ですとかP T Aによる登下校の見守りですとか、スクールガードリーダーや学校応援団の見守りボランティア等を活用して、さらに地域の保護者の目で安全性を高めて子どもたちの安全を守っているというところがございます。

以上です。

（諏訪）それは、不審者が実際あった場合は、そういった事後のご連絡は当然だと思いますけれども、遭わないようにするための検討はどのようにしているか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）安全教育に関しては、日頃各学校の安全指導担当によって、不審者が出た場合の対応の集会ですとか、職員も不審者対応の研修を講演研修等で図っておりますので、その安全教育を保護者、地域、また子どもたちに周知、指導、支援していくことで安全を保っていくというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）笠原小学校がいわゆる廃止ということになる以前に、市の教育委員会は公用車を使って子どもたちの送迎を行いました。1便7人だったと思うのですが、そういったことは考えていらっしゃらないでしょうか。赤見台第二小学校に通うお子さんは徒歩でと先ほど前任者の質問にお答えになっていらっしゃいましたので、公用車を使って教育委員会が送迎をするということのお考えがあるかどうか伺います。

（教育部長）笠原小学校のときとはちょっと状況が違いまして、笠原小

学校につきましては、笠原の特に二貫野地区からまず歩いて鴻巣中央小学校まで行くことは不可能です。ですので、公用車を出した経緯はありますけれども、今回については全てが2キロ以内ということで、歩いていただくということになるかと思っておりますけれども、例えば赤見台第二小学校については、先ほど踏切の話もありましたけれども、小谷地域の子が学校まで歩くということではなくて、例えば既に赤見台第二小学校に通っていらっしゃる中山道を渡った辺りのお子さんと集合場所に集まって、その児童と一緒に学校まで通学するなど、いろいろな対応ができるかと思っておりますので、その辺りを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

（諏訪）今回市民の方が行ったアンケートでも、子どもたちの声を聞かないのかというようなこともあったのですけれども、子どもたちを第一に考えての適正規模、適正配置であるならば、やはり子どもの意見を決定する前に聞くべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（教育部長）これまでも笠原小学校、常光小学校においてもそうでしたが、決定する前にいたずらに子どもたちの不安をあおるようなことはできないと思っております。子どもたちは、やはりアンケート取れば、不安な気持ちである、また新しい学校で友達ができるか心配であるという声があるのは当然だと思っておりますので、そういう心配とかを統合後はなくすような努力を教育委員会や保護者や学校が連携して行っていくものだと思っておりますので、まずは決定してからアンケートを取って、それに対してどういう対応をしたらいいのかということを考えていきたいというふうに思います。

（諏訪）決定した後で子どもたちがどうしても小谷小を残してほしいのだという意見が圧倒的に多かったらどうされるのでしょうか。

（教育部長）すみません、今仮定の話でのちょっと答弁は差し控えさせていただきます。

（諏訪）市民の皆さんの声で子どもがいなくなると。ご答弁ではその場所にいなくなるわけではないのですよということなのですからけれども、これは比喩的な言葉だと思っております。子どもがいなくなる、子どもの声が

聞こえにくくなる、学校から子どもの声が聞こえなくなる、そういう比喩的な使い方だと思うのですけれども、私たちも子どもたちの声でやはり元気をもらうことがとてもあります。それは、よそのお子さんでもそうです。そして、学校の近くにお住まいの方は、やはり始業のベルだとか、あとは運動会の練習だとか、そういったところで子どもたちを感じるわけです。そういった場所がなくなってしまう、自分たちの地域からなくなるということを子どもがいなくなるということにつながっていると思うのですけれども、これに関してやはり地域が、とりわけ今回の小谷小に関しては3校にそれぞれ子どもたちが行くということですので、地域性が、地域の固まりがやはり崩れるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういった地域の分断になりかねない今回の小谷小学校の通学区域も変更しながらの廃校だと感じておりますけれども、その地域分断にならないのかを確認したいと思います。

（教育総務課長）お答えいたします。

地域で学校が分かれるということにつきましては、地域の中から子どもがいなくなるということではなく、地域の中には引き続き子どもが居続けます。なので、教育委員会としては、その地域から幾つかの学校に分かれるとしても、地域を分断するということにはならないというふうに捉えておりますし、地域の中にはこれまでその地域の中に大切に地域を守って過ごしてきた大勢の大人がおりますので、その大人たちがその地域のよさですとか、伝統ですとか、地域の姿についてはこれまでと同様にこれからも子どもたちに伝承していってくれるというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）ちょっと先ほどお伺いし忘れたのですけれども、懇話会なのですけれども、ここに自治会、町内会の会長さんも構成メンバーとして入っておられましたけれども、ある地域の町内会長さんは一度も出席がかなわなかったようなのです。それで、その懇話会の中でも、そういった町会があるけれども、いいのかという声も出ておりました。そういった要するに地域ごとに参加ができなかった地域があり、どんどん事が進め

られているというように感じておりました、その結果が今回小谷小地域の方々が行ったアンケートの結果にも出ていると私は思っておりますけれども、その懇話会のメンバーでさえも参加ができなかったそういった会議体であったということはどのようにお考えでしょうか。

（教育総務課長）お答えいたします。

参加者の選定につきましては、教育委員会といたしましても様々な検討の中で、できるだけというか、地域の方の声を聞きたいということで委員のほうは決定をしております。確かに両日参加できなかった方が1名いらっしゃいましたが、その方につきましては個別にお話を伺うということで対応は取らせていただいております。

（委員長）ほかに質疑はありませんね。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第109号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

WHOが言う100人規模の学校が子どもの学びと育ちに適切であるというこの重みを、教育委員会は、市はしっかりと考えるべきであると思います。また、小規模の学校でのきめ細やかな学びの配慮や、そして地域の方々に見守られながら保護者、子どもたちが学校生活を送ることができるメリット、これが本市では過小評価されていると感じております。これまで小谷地域で培われてきたもの、地域の宝である小谷小学校がどれだけ地域にとって大きな存在であるか、学校の物理的な規模だけではなかなかはかれないものがございます。本市で進められている学校統廃合に反対の立場から、本議案に反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第109号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改

正する条例に反対の立場で討論をいたします。

私は、鴻巣市立小中学校適正規模及び適正配置に対して、2015年12月議会よりほぼ毎議会質問をしてまいりました。当初の教育委員会の答弁は、小規模校は決して悪いものではない、学校は地域の核であるということは十分認識をしています、こういった答弁でした。この答弁は至極当たり前だと感じております。なぜなら少人数学級、小規模校は世界の流れであるからです。

世界保健機関は、世界各地から学校規模と教育効果について研究をした論文を集めて多面的に分析をし、その結果をまとめとして公表しています。学校は小さくなくてはならないとして、生徒100人を上回らない規模が望ましいとしています。この基準は、小学校の場合は6学年ですから、1学年当たり16人以下、中学校の場合は3学年ですから、1学年当たり33人以下ということになります。文部科学省が12学級から18学級が適正だと進めようとしている学校の多くは、WHOが望ましいとしている規模をはるかに上回る規模の学校ではないでしょうか。

2019年からのコロナ禍において、ソーシャルディスタンスと言われても、過密な教室ではソーシャルディスタンスは守れない、教員の方たちは子どもたちの不安に寄り添えない、こういった現実がありました。教育の現場にいる教員や保護者の方々が長年求めてきた少人数学級もやっと制度化されました。このような中で、本市は少人数学級を取り入れながら、行いながら小規模校を守っていく、今ある学校のよさを生かしたまちづくりを進めるべきと思います。

以上で反対討論を終わります。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第109号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(可否同数)

(委員長) 採決の結果、可否同数と認めます。

したがって、鴻巣市委員会条例第17条の規定により、委員長が裁決します。議案第109号について、委員長は可決といたします。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

(委員長の声あり)

(高橋) 附帯決議を提出させていただきたいのですけれども。

(委員長) 議案第109号に対し、高橋委員より附帯決議が提出されました。暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時47分)



(開議 午後2時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第109号に対し、高橋委員から附帯決議案が提出されました。これを直ちに議題といたします。提出者である高橋委員に説明を求めます。

(高橋) ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、趣旨をご説明申し上げます。

案文を朗読して趣旨の説明に代えさせていただきます。

本案件については、小規模化する小学校を適正な規模に再編に関するもので、条例を改正するものであります。

教育委員会は、教員の加配や跡地の活用など、地域や保護者の不安にも応えて重点的に取り組んでこられました。また、委員会でも様々な議論が繰り広げられていましたが、3校が絡むような学校再編は、1対1の統合と異なり、意見がまとまりにくい状況にあります。学校の再編に係る話合いが地域、保護者の実質的な参加に任されている現在の進み方では、学校に関係する様々な方の思いが交錯し、子どもたちの教育環境を第一に議論し、進めることが難しくなっています。学校の再編を一旦立ち止まるべきとの議論もありましたが、子どもたちは日々成長しており、教育環境の未来への歩みを止めることは決してあってはならないと考えます。何よりも子どもたちや将来を見据えて、教育環境の改善を第一に、引き続き丁寧な議論をしていただきたいという強い思いと市教育委員会

に期待を込めて、以下の附帯決議案を述べさせていただきます。

議案第109号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例に対する附帯決議案。

1、将来の地域の発展のため、学校の跡地利活用を含め、市のビジョンを早期に示すこと。

2、通学区については、保護者、児童等の意見を聞きながら弾力的な運用に努めること。

3、地域の方への十分な情報提供を引き続き行うこと。

以上、決議いたします。

何とぞ委員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年（P.71「令和5年」に発言訂正）12月5日提出……

（委員長）「令和5年」に訂正してください。

（高橋）訂正いたします。令和5年12月5日提出。鴻巣市議会文教福祉常任委員会委員、高橋亜紀。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（潮田）先ほどの委員会での質疑の中で提出者からも質疑があったかと思えます。その提出者は、答弁に対して十分に理解をしているというように取れる発言をされていました。よく分かりましたということ、ありがとうございますという発言もされていました。でも、その発言というのは違うということになるのでしょうか。

（高橋）まず、学校の閉校は地域や子どもたちへの影響が大きく、議会の決議がされた後も適切に運用されなくてはならないというふうに考えております。先ほど議論もたくさんさせていただいたのですけれども、まず1つずつ、なぜ附帯決議をするのかという答えなのですけれども、まず1に関しては……

（潮田）すみません。聞いたことにだけ答えていただければと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時08分）



(開議 午後2時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(高橋) 私とか委員の中では議論した中で私自身は納得できたものもありましたが、市民の方たちのまだまだ不安があると感じております。その不安を解消するために附帯決議を述べさせていただきました。

(潮田) そうすると、先ほど採決のときには賛成というふうに手を挙げたけれども、賛成ではないということでしょうか。

(高橋) 賛成の中でも附帯をつけて決議をさせていただいたというところですよ。

(潮田) 確認いたします。今回の109号につきましては、小谷小学校の閉校ということについて、それについて賛成か反対かという、採決においてはその部分になるかと思えます。いろんな理由はもちろんあるわけで、当然いろんな背景もありますし、でもその閉校ということに関しては賛成なのか反対なのかという意味では、先ほど賛成というふうに挙手をされていたと思いますが、それには間違いはないということでしょうか。

(高橋) おっしゃるとおりで、今回の件に関しては賛成なのですけれども、この3つに関しては附帯決議ということで出させていただきました。

(潮田) この決議のところを今先ほど私どもにも初めて配られました。ですけれども、この内容を見ますと、私も質疑をさせていただいた中で、これについては執行部側からの答弁は明確にされていたかなというふうに思います。将来の地域の発展のために学校の跡地利用についても市のビジョン、これについても段階を踏んでその必要なときにきちっとやるというふうに答弁があったかと思えます。また、通学区についても保護者、児童等の意見を聞きながら弾力的な運用に努めるということも答弁が明確にございました。そして、地域の方への十分な情報提供を引き続き行うということにつきましても明確な答弁があったと思いますが、その明確な答弁はなかったという認識でしょうか。

(高橋) 執行部のほうから丁寧な説明がありました中でも、やはり不安を取り除いていく姿勢をやっていってくださるという執行部の思いもお



聞かせいただきました。それを引き続き、今不安になられている市民のために、少しでも不安をなくしていただきたいというところから引き続きお願いをしたいというところからこの附帯を出させていただきました。

(潮田) そうすると、今の高橋委員からの答弁からすると、執行部が言っていることを信頼できないということではよろしいのでしょうか。

(高橋) さらにというところで、やはり先ほども答弁で執行部のほうもおっしゃっていましたが、やはり十分な丁寧な、不安を取り除くようなことをしていくことが必要だというふうに執行部のほうも言っていたので、まだまだこれから引き続き市民の不安を少しでも解消できるために、これを出させていただきました。今の段階では、今でも十分ですけれども、さらに続けてほしいという思いからです。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(潮田) 議会における質疑、答弁というのは、議員側もある意味政治生命をかけながら、執行部側もやはり絶対に虚偽は言えませんから、本当に真剣に一つ一つ今日に至るまで執行部も、笠原小学校についても常光小学校についても本当に最善を尽くしてやってきた。もちろんその中で100%地域の方が、100人いたら100人全部が理解したというまではならない場合ももちろんありますけれども、本当に丁寧にやってきたかなというふうに考えております。そしてまた、先ほど私も質疑をさせていただいた中でも、最後にも教育部長のほうからもこれからはきっちりとやっていくという答弁がありました。そういうのを議会の中でやって、既にもうきちっとした答弁がある以上、そこに委員会として、個人としてやる分にはいいのかもしれないけれども、委員会として決議として出すというのはいかなるものかなというふうに考えます。その点で、この決議を委員会として提出することには反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(西尾) 私は、そもそも議案第109号に反対しておりますので、この附帯決議案にも反対いたします。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) 私も原案の109号に反対をしました。ですので、それ以上のものはありませんので、反対です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第109号に対し、附帯決議案を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、附帯決議案は否決されました。

次に、議案第112号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(スポーツ課長) 議案第112号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、令和5年2月に鴻巣市立総合体育館のアリーナ、武道場及び卓球場に冷暖房設備が設置されたことに伴い、当該設備利用料金を定めるなどとするものです。

鴻巣市立総合体育館のアリーナ、武道場の冷暖房設備利用料金につきましては、夏季に行った冷暖房設備試運転の期間の電気料金の実績とその空調利用の時間の実績に基づき、1時間当たりの電気使用料を算出し、その金額を基に利用料金を設定させていただきました。なお、卓球場の空調利用料金についてですが、卓球場には卓球台が6台設置されており、利用が1台ごとの申込みとなることから、異なる団体が同時に利用する

場合や、数時間のみ重なる場合など、利用台数や時間で利用料金の設定をすることが困難であるため、空調料金を設定せず、利用料金に空調料金を上乗せする形で改正させていただきます。

利用料金の改定時期につきましては、施行日を令和6年2月1日とし、令和6年4月1日以後の利用から適用といたします。

説明は以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 議案第112号のことで、まずこの料金設定でございますが、これは近隣の同じようなアリーナ等に比べてどのようなものかを確認したいと思います。

(スポーツ課長) 近隣におきましては、北本市につきましては、空調料金は設定せず、施設利用料としてそのまま設定をしており、空調を効かせることにつきましては施設の判断となっております。また、桶川市のサン・アリーナにつきましても同様の対応となっております。料金につきましては、鴻巣市が利用料金が2,700円、今回ご提示させていただいた空調料金が1,800円、アリーナ全面ですね、4,500円という形になりますが、北本市3,600円、桶川市3,600円という状況になってございます。取りあえずアリーナ全面の料金でございます。

以上です。

(潮田) そういたしますと、北本や桶川よりも単純比較だと高いということになるかなというふうに思うのですけれども、これは北本市や桶川市はこの料金設定をしたのがいつぐらい、今後その改定する予定があるとかということを知って比べて、鴻巣市はこの設定にしたということではよろしいのでしょうか。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

北本市、桶川市に確認させていただいたところ、設立当時からの料金設定になっており、ちょっと古いものですから、どのように料金を決定したのかというのは担当部署でも不明であるというお答えでございました。また、今後利用料金を変更するかどうかにつきましても、今のとこ

ろ考えていないということを伺いました。（P.112 発言訂正あり）

以上です。

（潮田）そうすると、やはり単純に比較しても鴻巣市だけ高いのではないかというふうに市民から声上がるのではないかと思いますけれども、どこを基準にしてこの金額設定にしたということなのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

今回、空調、冷房につきましては試運転をさせていただいております。その中で夏季の電気料金を計算させていただいたところ、基本料金を除いた電気の使用料金のみでこちらのほうで算出させていただいたところ、この金額を算出させていただきましたので、この金額を受益者負担という考え方の下にご負担いただきたいと思います、設定させていただきました。

（潮田）そうすると、どこかほかの自治体がやっているところと比較したのではなくて、物理的にこれは必要な金額を算出したということで市民の皆さんには説明がつくということでよろしいのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、物理的に使用料金のみであればこの金額で算出はさせていただいておるのですが、電気料金には基本料金がございます。これで最大出力が上がりますと基本料金もさらに上昇になります。基本料金は、過去12か月で一番高い基本料金を納めることとなりますので、そうしますと基本料金の部分につきましては皆さんでご負担を、皆さんというか、ご負担はいただかずに使用料金のみのご負担ということでご理解をいただきたいと思いますと考えております。ただし、北本と桶川につきましては空調をつけてもつけなくても同料金でございます。鴻巣市の場合は、空調をつけなければ、アリーナの場合ですと2,700円になっております。以上でございます。

（潮田）すみません。この総合体育館の場合、何月から何月までが冷房とか暖房とかというのではなくて、自分たちの意思で今日はつけるとかつけないというふうにできるのでしょうか。今どきの冷房ってそうなのかもしれないのですけれども、大きなところだと期間で何月何日以降と

かというふうになったりするのですけれども、それどういう設定の空調機になるのでしょうか。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

原則といたしまして、冷暖房設備の利用料をいただくわけですので、利用者のご希望に沿って冷暖房設備を使用していきたいと考えております。

以上でございます。

(潮田) こういった施設の場合は、子どもたちが使う場合とかという、スポ少とかの関係は料金が減額とかってあるかと思うのですけれども、この空調機についてはそういったものは考えているのでしょうか。

(スポーツ課長) 今回の改正につきましては、施設の利用料金として設定をさせていただきますので、施設の利用料金と同様の減額、減免を設定させていただきます。

以上でございます。

(潮田) そうすると、このお知らせというのは何月号の広報に載せるのか、またそれ以外にもスポ少とかにお知らせというのはどの段階、いつ皆さんにお知らせする、周知するという考えでしょうか。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

議会の議決をいただけた場合につきましては、ホームページ等では直ちに載せさせていただくような形を取りまして、スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等スポーツ関連団体につきましても会長宛てに通知を出させていただこうと考えております。広報につきましては、なるべく早い時期に掲載させていただきたいと考えております。

以上でございます。

(西尾) 前任者の方が質問されたことと重なりますので、重ならないことについて質問いたします。

平成29年10月、約6年前ですけれども、利用料改定を行っております総合体育館だと思います。そのときは吹上コスモスアリーナの金額に近づけるということだったと思いますけれども、そのときに総合体育館の利用料が上がりましたが、上がる前の利用料は幾らだったか。例えばメイ

ンアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場、こういったところの金額を、上がる前の金額ですね、教えてください。伺います。

(スポーツ課長) 休憩お願いしていいですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 2 5 分)

---

(開議 午後 2 時 2 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(スポーツ課長) 大変申し訳ございません。古い資料でございますので、今手元にご覧いただけないので、後でご質問に答えさせていただきます。

(委員長) スポーツ課長、これは西尾委員がやり取りしている間に答えられますか。それとも、時間的にはどれぐらい。

(スポーツ課長) やり取りしている間に間に合えばいいのですけれども、ちょっと今日中に答えさせていただきたいというふうに思います。

(委員長) 今日中だとあれなのだよな。採決をしないといけないので。

(スポーツ課長) では、やり取りしている最中に。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 2 6 分)

---

(開議 午後 2 時 3 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(スポーツ課長) 大変お待たせいたしましたして申し訳ございませんでした。まず、改正前のものにつきましては、アリーナ全面、1 時間 1,500 円、2 分の 1、1 時間 750 円、3 分の 1、1 時間 500 円、10 分の 1、1 時間 150 円となっております。武道場につきましては 1 時間当たり 350 円、卓球場につきましては 1 時間 100 円となっております。

以上でございます。

(西尾) 調べていただき、ありがとうございます。平成 29 年 3 月の議会、今回の 10 月の、今調べていただいた 10 月の料金改定を前提とした話合いの中では、当時の健康づくり部長のほうから総合体育館の利用料が上が

ることで利用者が減るが、逆に吹上コスモスアリーナについては利用料金が下がるので、利用が増えることで両施設の収入を相殺することを想定しているという答弁がありました。利用者目線で考えていないこの発言は容認できるものではありませんけれども、今回の利用料改定によって総合体育館の利用者が減ることは想定しているかどうか伺います。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

今回試験運転させていただいた空調につきましては、利用料金も試用期間ということでいただいております。大変好評でございました。ただ、これが利用料金をいただくとなると各施設のほうへ行くかと言われると、若干の変動はあるかもしれませんが、アンケート結果のほうで7割方、条件が合えば利用したいという方も多かったので、そこまで空調を利用する、しないで利用者が減る想定はしておりません。

以上です。

（高橋）今回の利用料金の改正に関してなのですが、そもそものことをちょっと確認したいのですが、公共施設の運営や維持管理に要するコストの多くは市民が納める税金でされていると思うのですが、利用される人、利用しない人との負担の公平性というところも今議論されていると思うのですが、そういったところというのも今回は算定するに当たって何か反映されたのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

今回の利用料金を設定するに当たりまして、先ほどご説明させていただいたとおり、電気料金というのは利用料金と基本料金がございます。基本料金につきましては、使用した電力量でかなり上下をいたしますので、この点を考慮して、基本料金を含めてしまいますと、例えば空調を有料化した場合について、空調の利用が減った場合については当然基本料金がトライアル期、いわゆる試用期間に上がったものが一番高いものの設定となってしまっております。それが下がったときに、その空調の料金に、利用料金に含められてしまうと、その部分、取り過ぎたという事態も起こりかねませんので、基本料金については算定に入れず、使用料金を受益者負担の考えで皆様にいただくという考えで設定させていた

だいたところでございます。

以上です。

(教育部長) すみません。施設の利用に当たっての算定の方法と、今高橋委員がご質問されたその算定方法とこの電気代についての利用料金の算定方法というのは、計算上とは違うものとなっております。

(高橋) 先ほど前任者のほうが質問された中で、今後の料金の改定はないというふうにご答弁がありましたけれども、今後、経済状況だったり、社会の動向、あとは提供するサービス内容によっても、例えば電気代の高騰もしている中で、今後料金が変わるということは想定されていないということでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 6 分)



(開議 午後 2 時 3 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

社会情勢等、また物価高、燃料費高等ございますので、近隣の状況と社会情勢等を勘案しながら、そういった部分については検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(西尾) では、議案第112号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

鴻巣市立総合体育館の利用料は、平成29年10月、約6年前に大幅に上がっています。また、当時はまだあった第2体育館、これもその後廃止になり、それまで第2体育館を使っていた方々は、より利用料の高い総合



体育館を使わざるを得ない形になっています。こういった中で今回の利用料の値上げです。近隣の北本市や桶川市の体育館は、冷暖房がついていても利用料は変わりません。メインアリーナは、冷暖房分を足すことで北本市体育センターより900円高くなります。同じく柔道場、剣道場は冷暖房分を足すと北本より300円高くなります。冷暖房を使わなければこれまでどおりの利用料ですが、近年の夏の猛暑を考えると、利用者の命と健康を守るためにも冷房の使用が不可欠ともなっています。本市は、健康づくり都市宣言を行っています。市内の体育施設を市民が利用しやすい利用料に抑えることで市民の積極的な健康づくりに資することができます。その意味からも今回の利用料改定は再考すべきとの立場から、本議案に反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) 本来健康増進をするための施設に健康を守るための設備が加わったことでもあります。そこにさらに利用料金を上乘せするということは、健康を守るという立場から反対をせざるを得ないと思います。以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第112号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(可否同数)

(委員長) 採決の結果、可否同数と認めます。

したがって、鴻巣市委員会条例第17条の規定により、委員長が裁決します。議案第112号については、委員長は可決といたします。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 9 分)



(開議 午後 2 時 4 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第88号から議案第101号までのこども応援課に係る14議案について、執行部の説明を求めます。

(こども応援課長) 続きまして、議案第88号から101号の公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明いたします。

これは、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、次の放課後児童クラブについて、指定管理者として指定するものです。議案第88号、鴻巣市立鴻巣放課後児童クラブにつきましては株式会社アンフィニを、議案第89号、鴻巣市立赤見台第1放課後児童クラブについては株式会社明日葉を、議案第90号、鴻巣市立あたご放課後児童クラブについては特定非営利活動法人三楽を、議案第91号、鴻巣市立神明放課後児童クラブについてはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を、議案第92号、鴻巣市立中央放課後児童クラブについては株式会社アンフィニを、議案第93号、鴻巣市立赤見台第2放課後児童クラブについては株式会社明日葉を、議案第94号、鴻巣市立南放課後児童クラブについては特定非営利活動法人グリーンパプロジェクトを、議案第95号、鴻巣市立箕田放課後児童クラブについては株式会社明日葉を、議案第96号、鴻巣市立吹上放課後児童クラブについては特定非営利活動法人児童支援の会はばたきを、議案第97号、鴻巣市立下忍放課後児童クラブについては株式会社アンフィニを、議案第98号、鴻巣市立大芦放課後児童クラブについては株式会社アンフィニを、議案第99号、鴻巣市立屈巢放課後児童クラブについてはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を、議案第100号、鴻巣市立広田放課後児童クラブについてはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を、議案第101号、鴻巣市立共和放課後児童クラブ及び鴻巣市共和こども交流の家についてはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定するものです。ご審議の

ほどお願いします。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) すみません。まず、そもそも直営と指定管理の放課後児童クラブの数をそれぞれ教えていただきたいです。

(こども応援課長) まず、直営は2クラブです。指定管理は、現在は15あります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時46分)

---

(開議 午後2時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども応援課長) 指定管理は、現在15で間違いありません。令和5年度は、現在15となっております。(P.83 発言訂正あり)  
以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時46分)

---

(開議 午後2時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き再開いたします。

(こども応援課長) 発言の訂正をお願いします。

令和5年度は、直営が2施設、指定管理が15施設です。令和6年度は、直営が3施設、指定管理が14施設を予定しております。  
以上です。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他につきましては委員長に一任願います。

(高橋) そうしましたら、今のご答弁ですと、単純に直営が1つ、指定管理のものが直営に戻るということでよろしいのでしょうか。その戻す理由というものはお伺いできますか。

(こども応援課長) 1つ指定管理が少なくなって直営が多くなる理由なのですけれども、常光放課後児童クラブがありまして、常光放課後児童クラブは今、令和5年度指定管理となっておりますが、令和6年度、来年度は直営を予定しております。

以上です。

(こども未来部長) 補足してちょっと説明させていただきます。  
常光小学校が来年度閉校になるということで、今の常光小に通っているお子さんたちが中央小の放課後児童クラブを使うのか、常光小に残るのか、この辺がまだ決定をしておりません。ただいま入室の申請を受け付けておりますが、今のところは十数名の方が希望しているということで、直営でそのまま存続を、要は存続するか学校に合わせて閉めるか、その辺の動向がまだはっきりしていなかったものですから、指定管理からは外して、もし存続するとしても直営でお子さんが通えるような状態にしたいということで指定管理から今回外したというのが経緯でございます。

以上です。

(高橋) よく分かりました。

そうしましたら、直営と指定管理の運営方針というのですか、保育内容等に差が出ないために、選定基準のところでは何か工夫というか、されていることというのはあるのでしょうか。お伺いします。

(こども応援課長) すみません、暫時休憩でお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時50分)



(開議 午後2時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども応援課長) 放課後児童クラブには基準がありまして、支援員が40人に対して、1支援というのですけれども、40人に対して、1支援に対して支援員が2人というような基準があります。その基準はどちらも、それは直営でも指定管理でも基準は満たしてもらって、そのほかに指定

管理の場合は民間活力を導入するということで、民間のノウハウを生かしてさらにそこに工夫をいただくと、そういうような形で今回指定管理の更新等をしているところです。

以上です。

（高橋）今のご答弁ですと、指定管理の運営方針のほうにされていくということでしょうか。今後はという。もう直営はなくしていくという考えということでしょうか。

（こども応援課長）児童クラブの管理は、国が定める放課後児童クラブ運営指針及び埼玉県が定める埼玉県放課後児童クラブガイドラインの上に運営を行っており、指定管理でも直営でも同じように最低限基準を持っていて、その上でやっております。それですので、どちらの制度でも同じように十分な支援ができるようになっております。

以上です。

（高橋）では、確認です。直営でも指定管理のものでも同じように公平に、子どもたちの保育の内容等に差が出ないということで大丈夫でしょうか。

（こども応援課長）直営でも指定管理でも支援の内容には差が出ないということになります。

それと、先ほど答弁漏れがあったと思います。それは、直営をなくす方針ですかということだと思っておりますけれども、現在直営のほうは残しておりまして、直営をなくすということを考えておりません。

以上です。

（高橋）では、今回の指定管理者の選定の企業についてお伺いしたいのですが、地元企業が少ないように感じました。指定管理者としての適正というところが審査項目にもございますが、私は、地元企業が少ないというのは、地元企業のほうが地域のことを熟知されていたり、あとは小学校や地域との連携もしやすいのではないかとこのように考えますが、その辺りはどのようにお考えで市外の企業を選定されたのかというところをお伺いいたします。

（こども応援課長）今回は、前回と違って、本市に事業所、事務所を有

していることを要件と前回はしていたのですが、今回は本市に事務所、事業所を有している、または有するというのを要件から外し、応募要件を広げました。これは、新たな運営ノウハウや専門性を活用し、多様化するニーズに対応すること、またサービスの向上を図ることを目的とします。

以上です。

（高橋）分かりました。サービスの向上を図るためということですが、では地元のつながり、小学校だったりとか地域の方との連携というのがやっぱり必要になってくると思います、子どもたちを見守っていく中で。そういったところというのは、そういう鴻巣市外の企業さんというのはしっかりとやっていけるのでしょうか。ちゃんとそのところは見えているのでしょうか。

（こども応援課長）市外の企業であっても、今やっている事業所ときちんと引継ぎを行いますので、サービスは落ちることなく、学校と連携を取りながら業務のほうは新たにも進められると予定しております。

以上です。

（こども未来部長）すみません、ちょっと補足をさせていただきます。まず、地元の企業がどうなのかというところなのですが、今まではNPO法人が2団体ほどやっておりました。1団体について、ちょっと今回手挙げがなかったというところで、1つのNPOについては引き続きで、また民設民営でやられているところが新たに指定管理者になったというところがまず地元の連携を非常に強化した、いい提案があったということで、その2つのNPOについては選定をさせていただいております。また、市外の民間企業で連携がちゃんと取れたりとか、きちんと指定管理者としてできるのかという、ちょっと疑問というか、疑問があるということなのですが、それにつきましては他市においてかなり実績を持っている企業を今回選んでおります。また、既に鴻巣市内の、例えば長期のときにお弁当の提供はできないかというのは一般質問いろいろといただいておりますけれども、そういったものも地元の企業に当たって、お弁当屋さんには当たって、長期のときにお弁当が提供でき

るような工夫を今考えているとか、なかなかすばらしい民間ならではの提案がございましたので、今指定管理者と、この後候補者として選定されれば、いろいろ詳細を詰めていきますので、今以上によりよい健全育成事業ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

（高橋）ありがとうございます。では、そうしましたら、よりよい環境をつくっていただけるといふふうに考えてくださっていることがよく分かりました。でも、一番は当事者のご意見というのが大切だと思うのですけれども、実際に放課後児童クラブを利用する保護者から要望等を取って、こういうものもいいよ、こういうサービスが欲しいなとか、そういったような直接保護者等から要望を取って、それを指定管理者の選定に反映させたということはありませんでしょうか。

（委員長）すみません。では、高橋委員、まだ言い足りないことがあれば続けてお願いいたします。

（高橋）すみません。ちょっと追記というか。そういった保護者等の要望等を例えばアンケートなど、そういうものをされた上で今回指定管理者の選定をされたのかというところです。

（こども未来部長）保護者からの要望ということなのですが、日頃から支援員等は保護者の方と直接にいろいろな会話を交わしております。そういった中でいろいろと、いろいろな要望というか、こうしてほしいとかというのは聞き及んでおります。それが我々こども応援課の職員のほうの耳に入ってくるということで、多々あります。その一つの大きな例示としては、長期期間のお弁当の、給食の関係、それがまず一番大きいです。それと、やはり朝、長期休業のときに朝早く子どもを連れてこなくてはいけないということで、開室時間、もうちょっと早くからできないのかというような声もありました。なので、事業者によっては開室時間を長くできるかどうか検討したいというような申込みもありましたので、その辺についてこの後調整をかけていきます。

それから、アンケートについては、では……

（こども応援課長）アンケートについては、今回のこのことを行うには

特に取ってはおりません。

以上です。

(西尾) では、何点か質問させていただきます。

まず、放課後児童クラブ合同会議を月1回開催されていると思うのですが、会議の参加人数や参加者の内訳、会議の時間、それから会議の内容について伺います。

(すみません、暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時01分)



(開議 午後3時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども応援課長) それでは、お答えいたします。

まず、合同会議について。合同会議の回数は、毎月行っております。(P.90 発言訂正あり)

次に、内訳なのですけれども、各クラブの代表が来ています。直営、指定管理、民設民営の各代表が来ております。例えばそのときにどんな会議をしているかということなのですけれども、そのときによって必要な内容をやっています。例えば災害のことだったり、国からの情報だったり、あるいは最近でしたら入室説明会、入室についての説明とか、そういったものを合同会議で行っています。

以上です。

(西尾) 今答弁漏れが1つあったかと思うのですが、合同会議の時間はどれくらいやっているのでしょうか。

(こども応援課長) 合同会議の時間なのですけれども、およそ1時間ぐらいいつもかかっております。必ず1時間と決めているわけではないのですが、一応毎回そのぐらいになっております。

以上です。

(西尾) その合同会議の内容についてももう少しお伺いしたいのですけれども、災害のこととか情報交換とかということなのですが、そのほかに



例えば各放課後児童クラブで起こった事故とか、問題が起こった場合とかの情報共有とか、そういったこと、それから各放課後児童クラブの毎月の運営状況を市が、こども未来部のほうが把握できるような、そういった情報交換なども会議の中で行われているのか、その点もお伺いします。

（こども応援課長）各クラブからの相談や情報共有を行っており、そのときにそのときの気になったことを情報を、心配なことを教えていただいて、みんなで情報を共有すると、そういったことをやっております。以上です。

（西尾）では、次の質問に参ります。

今回指定管理者が変更となる放課後児童クラブは11か所に上ります。極力子どもたちに影響が出ないようにするべきですが、特に指定管理者が替わっても支援員が継続して同じ放課後児童クラブに勤めることができるのか、この点について本市は事業者側とどのように取り決めているのか伺います。

（こども応援課長）お答えします。

子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、指定管理者の募集の仕様で、支援員が既存のクラブでの継続勤務を希望する場合は継続雇用を優先させることを求めています。

以上です。

（西尾）では、最後の質問に参ります。

議案第89号の赤見台第1放課後児童クラブ、議案第93号の赤見台第2放課後児童クラブ、それから議案第95号の箕田放課後児童クラブは、今回NPO法人三楽から株式会社明日葉に変更になるとのことですが、議案資料の中の選定結果番号2、6、8番によりますと、6つの審査項目のうち、明日葉がA社より点数が高いのは収支計画の取組のみで、あとはA社より低いか同点です。これ12月1日にも質問が出たかと思うのですが、確認のためもう一回質問させていただきます。ほかの項目よりも収支計画の取組を重視した理由をお伺いします。

（こども応援課長）今回のように収支だけを特に重要視したわけではなく、

一部の項目だけで決定しているのではなく、総合的な評価として候補者に選定しております。

以上です。

（西尾）総合的な評価ということは理解いたしました。ただ、収支計画の取組がやはりほかの事業者よりも秀でているところが選ばれているということが何か所かございますので、念のため確認したいのですけれども、ともすると指定管理者、収支計画の取組のほうを重視するとなると、そのサービスの内容、子どもを預ける保護者としては、地域としては、子どもの安全性とか、それから人権の問題、それから教育的配慮、安心して遊べる環境を提供できるかどうか、そういった中身のところがともすると、経営的な経済状況のほうが優先されるあまり、そちらのほう削減されてしまう、あと支援員の処遇、そういったことも考えられなくもないと思うのですけれども、そういったことについて、市のほうではしっかりとチェックできるような体制になっておりますでしょうか。念のため確認します。

（こども応援課長）チェックについては、市でモニタリングを行っております。詳しくそこで収入の状況だったりだとか、支援の状況だったりとか、改めて確認しまして、子どもに対して支援がしっかりしていることをそこで確認しているところです。

以上です。

（発言の訂正をお願いいたしますの声あり）

（こども応援課長）すみません、発言の訂正をお願いいたします。

合同会議なんです、毎月1回と申しましたが、8月は会議は行っておりません。

以上です。

（委員長）ただいまの訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

（潮田）先ほど前任者の質問の中では直営と指定管理の数だけが出たかなと思いますけれども、そのほかに鴻巣市では民設民営もあるかと思えます。令和5年度と、また次、令和6年度想定している民設民営の数と、

鴻巣市全体の放課後児童クラブというのが全部で合計幾つになるのか伺います。

(こども応援課長) 令和5年現在なのですが、合計が23となっておりますが、令和6年度なのですけれども、公設公営、直営が3、指定管理が14、あと民設民営7ということで、24を想定しております。

以上です。

(委員長) 5年度も聞いていましたか。5年度もお願いします。

(潮田) 5年度の民設民営が答弁漏れ。

(こども応援課長) すみません。5年度の民設民営は、現在6施設あります。

以上です。

(潮田) そうすると、新たに1つ増えますから、24というふうになるかと思うのですけれども、今直営のところ2つというの、2つ、令和6年の予定では常光も入りますから、ですけれども、これはどこどこになるのか伺います。

(こども応援課長) 田間宮放課後児童クラブと馬室放課後児童クラブになります。正確には鴻巣市立田間宮放課後児童クラブと鴻巣市立馬室放課後児童クラブです。

以上です。

(潮田) 分かりました。そうすると、確認をしたいのが、長期休みの場合に、今集中してやる形を取っていますよね。それは、今言われた直営と公設民営と民設民営の中のどこがそれを担う形を取っているのでしたっけ。それ確認いたします。

(こども応援課長) 長期の学校休みのときの支援は指定管理のほうで行っております。

(潮田) これは指定管理のところのうちの幾つかかと思うのです。全部がやるわけではないかと思しますので、そこの部分が指定管理、今回指定管理をやる中で幾つか替わっておりますので、指定管理をやるところにはその長期休み対応の部分の金額というのがちゃんと上乗せされているのかどうか、そこら辺も全部やった上での指定管理なのか伺います。

(こども応援課長) 今回の指定管理の金額の中は、通常の支援の金額でありまして、夏休み等の長期のときの支援については、別途金額のほうは設定されます。

以上です。

(潮田) 現在鴻巣市では、長期休みのときには4か所ぐらいでしたっけ。幾つがそういった集中でやるという形を取っているのですでしたっけ。

(こども未来部長) 長期の休み、夏休み、冬休み、春休みとあります。やはり長い期間となる夏休みというのはどうしても希望が多いのです。事前に希望を取っておいて、何人ぐらい要は支援が必要な子どもがいるかということで、大体夏休みであれば、市内、例えば旧鴻巣地域、吹上地域、川里地域ということで1か所ずつ、3か所ないしは4か所ぐらいのクラブを使って長期お預かりをしています。また、冬休みですとか春休みは休みの期間が非常に短いです。特に年末年始が入っているところ、お父さん、お母さんお休みだったりしますので、利用者が非常に少ないので、市内1か所程度で今開くことを考えております。指定管理者のほうに基本的には見積りを出していただいて業者のほうは決めているということで、直営では一切やらないで考えております。

以上です。

(潮田) そういたしますと、今これで長期休みの部分は分かりました。今、市民のお母さん、お父さんからいただくのが、学年が替わると学童になかなか、放課後児童クラブをやめなければいけない、勤務体系の関係でというのがある、いただく相談があるのですけれども、現状では鴻巣市の放課後児童クラブについては、需要と供給と言ったら変な言い方ですけれども、そのバランスというのとはどんな感じでしょうか。

(こども応援課長) 鴻巣市内での放課後児童クラブへ入るときに必要な労働条件というのがありまして、それ学年によっても違うのですけれども、例えば1年生は午後3時以降勤務が3日以上とか、そういうのはあります。4年生、5年生になるとちょっと条件が変わりまして、1年、2年、3年で違うのですけれども、特に4年、5年、6年になると午後5時以降の勤務が週4日以上とかというのがあったりするので、人によ

ってはもうこの条件で引っかかって、中にはできないという方もいらっしゃるのですが、ただ鴻巣市では、この放課後児童クラブなのですけれども、利用したくても利用できないということはなく、一応全ての人数は受け入れる条件にはなっております。すみません、人数のところもちょっとあるのですけれども……

(こども未来部長) すみません、ちょっと補足させていただきます。まず、需要と供給ということなのですけれども、基本的に待機児童を出しておりませんので、そういう意味では需要と供給のバランスは取れているというふうに考えております。ただ、今委員さんがおっしゃっていたように、どうしても学年が上がったときに入室要件が厳しくなることで、年に何人かはちょっと、どうしても入れたいのだけれども、入れないのですかねという相談は受けているのは私も窓口で見たりはしていますので、そういった意味では100%すくえているかということ、今の基準の中だとどうしても漏れている人が出ているのは事実であります。ただ、要件に対して需要と供給のバランスは取れて、待機を出していないという事実もございます。

(潮田) 実はそういった学年が替わったということで不服申立てというか、そういうようなことができるのかどうか。そこのおうちの状況によって、やはりほんのちよつとの違いでも、様々な要件があったりとかして、ほんのたった10分、3時までとかというのが3時10分に帰ってくるとかというようなので、ちょっと相談をいただいたりというのがあります。そういった不服申立てとかというのは、特に窓口としてはあるのでしょうか。

(こども応援課長) そのような相談なのですけれども、本当に年に数件話も伺うのですが、基本的には皆さん規則に合わせてやっていただいていますということで説明させていただいています。

以上です。

(潮田) 今回全部の指定管理者の前と後、両方全部表にさせていただきました。その中でやはり気になるのが、アンフィニさんと明日葉さん。今までなかったところかなというふうに思いますので、特にアンフィニ

さんと明日葉さんは、これは公募でただ普通に手挙げをしてきたのか、何かしら市のほうにアプローチがあって、なおかつ公募で上がってきたところなのか、それを伺いたいと思います。

(こども応援課長) 今回、指定管理の条件の中で市内に事業所があるという条件を外したために、純粹に公募で、ホームページ等を見て手を挙げていただいたということになります。

以上です。

(潮田) 今年に入ってからですけれども、放課後児童クラブを運営しているところに訪問をしました。やはり経営というのがなかなか、難しいというわけではないけれども、元が子育てお母さんたちで作り上げたところだったりすると財務とかいろいろなものが難しかったりするのですけれども、そういった書類の提出とかそういったことで、執行部としてここではこの団体では困るといったような書類の不備だとか、そういったようなのは、今ここに上がっているところというのではないということでもよろしいでしょうか。

(こども応援課長) 書類のほうは毎月きちんと出していただいて、書類が不備で運営が難しいというところはございません。

以上です。

(潮田) 現実には結構大変かなというのをちょっと感じておりますので、ぜひともやはり、子どもたちを預かる以上、単純に出と入りだけではなくて、全部の財務諸表というか、全部きっちりとやっていくことを求めていくことも大事かなというふうに思っています。そこが継続してやっていくためには、きちっとした経理をやっているということも、当然今回の今の答弁からするとそれは大丈夫だということでもございますので、きっちりとやっていっていただきたいかなというふうに思います。

あと、最後1点だけ。グリーンパプロジェクトさんが、今まで南よつばのところと、もう一つ今回は南学童も、両方ですけれども、これって1つは民設民営、1つは公設民営でやりますよね。そういった場合でも職員が交流してしまうとかということって可能なのですか。もうあくまでも別物というふうになるのか伺います。

(こども応援課長) 基本的には職員は別々となっておりますので、別々のところで業務を行っていただいて。ただ、子どもに対しては、経営者が一緒というのがありますので、必要に応じて交流していただくのもいいかなというふうに考えております。

以上です。

(諏訪) では、ちょっと2点だけ質問させていただきます。  
支援員さんはやはり子どもたちの成長を促す大事な役割なのですが、前任者もありましたけれども、支援員の処遇について、賃金なのですが、これについては、鴻巣市は公契約条例を持っていませんけれども、事業者との契約において、そこで支援員として働く方の処遇、賃金などのチェックができるかどうかです。

(こども応援課長) 処遇についてはなのですが、処遇は、今回指定管理が替わったとしても、現在の雇用条件と比較して著しく不利な条件にならないように配慮を求めています。それと、処遇についてはなのですが、健全育成事業の中で処遇改善がありまして、その処遇改善を行っているというのはこちらでも確認しておりますので、支援員に対しての支援のチェックというのはしております。

以上です。

(諏訪) 先ほど前任者の質問でもありましたけれども、一つの放課後児童クラブで今度事業者が替わりますということになった場合、前事業者の職員の方が移籍、転籍をして同じクラブで支援をするという考え方でよろしいのでしょうか。

(こども応援課長) はい、そのとおりでございます。

以上です。

(諏訪) では、もう一点なのですが、日曜保育を行っているところが以前、ふくろうの森だったので、ここが日曜保育をやめたということで、市内の4つの事業者が割り振って日曜保育を提供したと思うのですが、今回日曜保育の提供のできる事業者というのはありますか。

(こども応援課長) 日曜の保育については、通常の指定管理とまた違い

ますので、また別に休日保育ということで調整させていただきたいと思  
います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設  
は鴻巣市立鴻巣放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決するこ  
とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は  
鴻巣市立赤見台第1放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決す  
ることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は  
鴻巣市立あたご放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決するこ  
とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)



(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立神明放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立中央放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立赤見台第2放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立南放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立箕田放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立吹上放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立下忍放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立大芦放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立屈巢放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立広田放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立共和放課後児童クラブほか1施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時45分)



(開議 午後3時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市こどもデイサービスセンターとなりますが、執行部の説明を求めます。

(保育課長) 続きまして、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明いたします。

これは、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市こどもデイサービスセンターについて、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、株式会社チャレジョブを指定管理者として指定するものです。ご審議のほどお願い申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) では、議案第103号、鴻巣市こどもデイサービスセンターの指定管理者の候補者の選定結果についてお伺いします。

選定結果番号の15のところの審査項目のところなのですが、以前もチャレジョブさんが指定管理者としてされていたと思うのですが、こちら審査項目のところの指定管理者としての適正性のところ、チ

ャレジョブさんと、今回もう一つAというのが、もう一つ企業さんが手挙げされたということだと思えるのですけれども、かなりこの点差が大きいかなというふうを感じるのですけれども、下のところに特に評価した項目というところで、指定管理者としての適正性の、施設の設置目的や特性を十分に理解した上、それらに適合した管理運営に関する基本方針が示されている点というところ、書かれておりますが、こちらの審査項目ですと、なかなかちょっと細かいところまで見えないのですけれども、点数の配分というか、どんな感じで中身がなっているのかというところをお伺いしたいのですけれども。

（保育課長）これは、高く評価された点ということによろしいのですか。

（高橋）高く評価された点の項目というのですか、細かい具体的なものを伺いたいです。

（保育課長）指定管理者としての適正性の部分につきましては、指定管理のガイドラインに基づきまして3つほど項目がありまして、1つが、施設の設置目的や特性を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営に対する基本方針が示されているか、②番としまして、長期的、安定的な管理運営を行うだけの経営基盤を有しているか、最後、3つ目としまして、同様または類似施設の管理運営実績があるか、この3点が細かい審査項目となっております。

以上です。

（潮田）すみません、このこどもデイサービスセンターの業務内容を確認したいと思います。放課後デイのほうだけをやっているのか、療育の部分もやっているのか確認させていただきたいと思います。

（保育課長）こちらのこどもデイサービスセンターにつきましては、児童発達支援のほうとこどもデイサービスの両方をやっております。

以上です。

（潮田）そういったしますと、児童発達支援のほうというのは、これは市の健診とか、子どもの健診のほうとの連携になるのでしょうか、子育て支援課との連携ということになるのでしょうか。子ども発達支援の部分は、当然ながら有資格者がやるようになるかと思うのですけれども、そ

れのまず内容と、あと子育て支援課との連携はどのように取るのか伺います。

（保育課長）こちらのほうにつきましては、あくまでも療育のほうの事業という形になっておりますので、子育て支援課と直にというわけでは… …

（こども未来部参事兼子育て支援課長）利用に当たっては、子どもの発達に関しましては、子育て支援課だったり、健康づくり課に配属されている保健師が地区担当として発達のほうを見ております。その中で気になったお子様がいらっしゃって、そうしたところでの意見書を書きまして、それをもってそちらのほうに、療育のほうに参加できるということのつながりはあります。

以上です。

（潮田）そうすると、今放課後デイというのは市内にもたくさんありますけれども、その中でここだけが公設民営でやるところかなというふうに思うのですが、このチャレジョブさんがやるところというのは、ほかの放課後デイとの何か違い、民設民営でやっているところとの違いというのはどういったものがあるのか伺います。

（保育課長）民間と違うところは、療育の専門事業、専門療育のほうを行っているところが大きな違いとなっております。

以上です。

（潮田）今、療育の専門という答弁がありました。療育の専門というのは、専門の例えば言語聴覚士とか、そういった小児のほうの発達のほうのことになるかと思えますけれども、どういう資格のある人がやっているということでしょうか。

（保育課長）言語指導につきましては、言語聴覚士による個別指導という形になりまして、運動機能訓練としましては理学療法士による個別指導、また音楽療法というものがありまして、こちらのほうが音楽療法指導者という方によりますグループ指導を行っている。最後に、ポータージ指導ということで、ポータージ指導者ということで個別指導のほうを行っております。

以上です。

(潮田) 今、言語聴覚士、理学療法士、音楽療育、あとポーターという話がありました。これを受けるのは、鴻巣市のお子さんは無料で受けられるという施設というふうに思ってよろしいのでしょうか。

(保育課長) 障がい福祉課のほうで療育の認定をしていただければ、基本的には無料で利用できるということになります。(P.127 発言訂正あり)

以上です。

(潮田) そのためには療育手帳が必要なのではなくて、受給者証だけでよいということによろしいのでしょうか。

(保育課長) 受給者証のほうを持参していただければ無料で利用できるという形になります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市こどもデイサービスセンターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 5 6 分)

---

(開議 午後 4 時 0 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第104号、議案第105号の福祉課に係る2議案について執行部の説明を求めます。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 議案第104号、105号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

これは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、議案第104号は鴻巣市総合福祉センター、議案第105号は鴻巣市吹上福祉活動センターについて、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、引き続き指定管理者として社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会を指定するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 今回、すぐ次の議案で出ている部分ではあるのですが、社会福祉協議会の建物のところとか、総合福祉センターのところの建物のうち、障がい福祉のほうが今度エリア的に多く占めるようになるかなって思うのですけれども、指定管理料については、今までと今後と、金額ではどのくらい違うのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 0 9 分)

---

(開議 午後 4 時 1 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 指定管理料の今までとこれから、総合福祉センターの中に障がい福祉の施設が入ることによっての比較というこ

とでございますが、指定管理をする上について、選定の中で今回選考の提案をしていただいた額の中では、経費のところの部分について、経費削減が行われているか等について、今までとこれからについてのところでは検討したところでございますので、そこが総合福祉センターの中に障がい福祉センターが入ってきたことによるという比較ではないことから、ちょっとその比較というところに関しても、障がい福祉施設が入ってくるよというところでのご回答はできないのですが、今までの指定管理料との単純な比較ということによろしいでしょうか。申し訳ございません。5年の総額ということになりますと、ちょっと今までの契約額、各年では用意をしてありますので、そちらの各年度についてご回答させていただくような形と、今後の5年間の総額ということによろしいでしょうか。

(潮田) 比較ができないと意味がないので、計算根拠というか、片方が何年、片方が何年間とかというのだとちょっと比較ができないので、どのように違うのかというところを確認したいので、できれば両方とも何年間なら何年間、どっちかにしていただきたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) では、お答えをさせていただきます。令和4年度でございますが、令和4年度の……少々お待ちください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時13分)

---

(開議 午後4時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 申し訳ございません。令和5年度の指定管理料といたしましては、1,718万8,000円ございました。それと、今回の令和6年度の総合福祉センターのところの指定管理料の金額ですけれども、1,124万6,000円でございます。

以上です。

(潮田) 私が今聞いた金額がやはり600万ぐらいか、違うのかな。お掃除だとか、修繕だとか、そういうのは面積で当然変わってくるかなという



ふうにしたので、確認をさせていただきたかったのですが、先ほど最初の答弁のときに、単純にそれ入ってくるから比較はできないということでありましたけれども、計算根拠の中に面積というのも入っているということはよろしいでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）申し訳ございません。私の答弁が、ちょっと説明が不足しておりました。もちろんその管理するエリアというところが、当然障がい福祉施設が入ってきますので、そちらについてはエリア案分というところでは見直しを行っております。あとは、かかる光熱水費ですとかそういったものに関しても、やはり当然そこについては影響しております。

以上です。

（潮田）総合福祉センターの場合は、その会場を貸し館として借りる場合であっても、たしか無料で借りれるのだったかなというふうに思うのですが、今回障がい福祉のほうで、次の議案ですけれども、入ってくるとかというふうになると、今までと使い方として何か違いが出てくるというようなことはあるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）貸し館についてというところでございますが、貸し館についての手続等に関しては、特に変わりはありません。単純にエリアのところ、1階の玄関を入れて右側のところが一部、障がい者の施設が入ってくるというところでございます。入り口が障がい者の施設については、今まだ工事前なのですけれども、建物の右側のほうから入るようなところになりますので、貸し館のところについては特に変更はございません。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市総合福祉センターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市吹上福祉活動センターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市あしたばポプラ作業所ほか2施設となりますが、執行部の説明を求めます。

(障がい福祉課長) 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

これは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市あしたばポプラ作業所、鴻巣市あしたば第二作業所及び鴻巣市吹上太陽の家の3か所の鴻巣市障がい者支援施設について、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、引き続き指定管理者として社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会を指定するものです。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(西尾) では、議案第107号について質問させていただきます。

あしたばポプラ作業所ほか2施設ということで、今回あしたばポプラ作業所、新しく2つの作業所が1つに統合されて、それが含まれていると思いますけれども、特にこの選定結果、番号18、資料のほうなのですけれども、こちらのほうを拝見しますと、評価項目の中でサービス向上に向けた取組、これが配点20点中の15点、それから特に下の情報セキュリティのところ配点10点のところ5点というところで、少しこれが気になるのですが、この辺りに今後の改善点や課題というものが含まれているというか、隠れていると思うのですけれども、この点について、特にあしたばポプラ作業所、今回新しく新設された、統合された、ここの施設について特に重点的に教えていただきたいのですが、この辺りの課題はどういったものがあるとお考えでしょうか。改善すべき課題ですね。

(障がい福祉課長) 課題ということでございますけれども、まず……申し訳ありません。ちょっと確認なのですけれども、こちらの情報セキュリティと、もう一つが……

(西尾) サービス向上に向けた取組。

(障がい福祉課長) こちらですね。失礼しました。

それでは、お答えをさせていただきます。こちらにつきましては、利用者の満足度向上ですとか、利用者ニーズの把握ということでございます。市の障がい者支援施設についても、現状、利用者のほうが年々減っているというふうな状況になっております。そういう中で、今回、社会福祉協議会のほうでも、新たな取組としまして食事提供サービスですとか、あしたばポプラ作業所については利用時間の延長等のそういった新たなサービスも導入をしてまいります。また、特別支援学校等にも積極的に出向いたりですとか、早期の内定を出すとかということ等、情報発信も含めて利用者の獲得を目指しているところであります。

課題としましては、実際こういった新たな取組のほうで利用者のほうが計画どおり増えていくのかどうか、これからの中で、通所よりも施設に入所する方というのもやっぱり増えていっておりますので、そういう中

で新たな取組で実際計画どおり利用者のほうが増えていくのかどうかというところが課題かと思えます。

情報セキュリティについては、10点満点中5点ということなのですが、こちらについては、一見するとちょっと点数的には少ないような感じなのですが、標準的な仕様ということで、通常でいえば3の評価になっております。こちらについても、やはり危機管理体制ですとか個人情報保護への対応ということになりますので、障がい者の個人情報を、職員さん日々接していますので、こういった個人情報への対応というのがやはり課題といえますか、大切なのかなというふうには思っています。

以上です。

（西尾）ありがとうございました。特に今ご説明いただいた情報セキュリティのところはやはり今後の課題ということなのですが、具体的に市とどのように、社協さんとこの点改善について取り組まれる予定か、今もし近々でこういう取組をしていくということが分かれば教えていただきたいのですが。

（障がい福祉課長）今現在、まだ特段話し合い等はしてはおらないのですが、一般的な個人情報については、鍵のかかるところにしまうのですとか、そういった対応はしておりますので、また新たにさらなるものがあれば我々のほうからご提案をして、取り入れていただくように働きかけはしていきたいと思っています。

以上です。

（諏訪）そういたしましたら、今回の社会福祉協議会が指定管理ということで議案出ましたけれども、運営するに当たって職員が1名欠になるというふうに前回議案の中で伺っていたと思うのですが、そのままでしょうか、伺います。

（障がい福祉課長）あしたば第一作業所と川里ポプラ館の統合によりまして正職員のほうは1名減となり、あしたばポプラ作業所のほうの正職員は2名の配置となります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市あしたばポプラ作業所ほか2施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市高齢者福祉センター白雲荘ほか2施設となりますが、執行部の説明を求めます。

(介護保険課長) 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

これは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市高齢者福祉センター白雲荘、鴻巣市高齢者福祉センターコスモスの家、鴻巣市高齢者福祉センターひまわり荘の3か所の鴻巣市高齢者福祉センターについて、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間、引き続き指定管理者として社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会を指定するものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 今、高齢者の施設のところでは、これ今日終わった後にまたやるのだと思うのですけれども、文福でも現地に行こうという計画を今しておりますけれども、今白雲荘はお風呂はやっていない、ひまわり荘はやっている、吹上は今はやっているのでしたっけ。そうすると、白雲荘がお風呂をやっていない状態とやっているときとで指定管理料というのはどのくらい違うのでしょうか。

(介護保険課長) 今年度、指定管理期間の間での金額になりますと、約2,480万ほどの金額が令和5年度では予算措置されております。令和6年度、単年度ベースにつきますと2,035万1,000円の金額で指定管理の委託料というふうになっております。

以上でございます。

(潮田) そうすると、温浴施設がないということ、使わないということ、400万くらい違うという意味で、そのように取ってよろしいのでしょうか。

(介護保険課長) 令和5年度の委託料と令和6年度のほう、当然令和6年度以降は温浴施設がございませんので、そのように判断していただいて結構かと思えます。

(潮田) 確認なのですけれども、かなり白雲荘も建物が古いかなと思います。軽微な修繕等は指定管理料の中でやっていくのかどうか、その金額とかというのがどのように設定されているのか確認をしたいと思います。

(介護保険課長) 軽微な修繕につきましては、J Mのほうですか、そちらのほうで軽微な修繕につきましては指定管理者と連携して修繕のほうは行っております。ですから、基本的に130万円未満のものにつきましては、J Mと指定管理者で協議して適宜修繕のほうを行うこととなります。

(潮田) そうすると、あそこのお風呂を使っていないということは、全体の中の結構なパーセントになるのかなという気もするのですけれども、温浴施設は、あの白雲荘の中の高齢者が使えるエリアの中の大体何%くらいが温浴施設というふうに思っているのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 3 0 分)

---

(開議 午後 4 時 3 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(介護保険課長) すみません、浴槽の面積等がこちら手元がないので、ちょっと詳細はあれなのですけれども、平面図等で見ますと当然、白雲荘の入浴施設等は 1 階フロアで約 7 分の 1 から 8 分の 1 程度の面積は占めていると思います。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 3 2 分)

---

(開議 午後 4 時 3 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) では、指定管理の期間なのですけれども、令和 6 年 4 月 1 日から 10 年の 3 月 31 日までということ、4 年間なのですけれども、5 年ではなく 4 年というこの理由を教えてください。

(介護保険課長) 通常、指定管理の更新については、委員おっしゃるとおり標準的な指定期間では 5 年をガイドラインに定めておりますけれども、今回なぜ 4 年間にしたということにつきましては、こちらの施設の所管課が令和 4 年度から介護保険課になったことを受けまして、鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中に高齢者福祉センターについても触れてございます。こちらにつきましては、第 9 期計画が本年度の策定であり、次回第 10 期計画が令和 8 年度の策定となるため、10 期計画におきまして高齢者福祉センターの運用をお示しし、その計画内容を踏まえて令和 9 年度に指定管理者の選定が行えるようにするため、4 年間の指定期間とさせていただきます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市高齢者福祉センター白雲荘ほか2施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時35分)



(開議 午後4時36分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

スポーツ課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(スポーツ課長) お忙しいところ、お時間を取らせて申し訳ございません。

先ほど体育施設条例で潮田委員からの質疑の中で、桶川サン・アリーナが開設当初から空調がついていたと申し上げたところでございますが、調べたところ平成27年3月供用開始となっておりますので、訂正させていただきます。

以上です。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。



なお、字句については委員長に一任願います。

続きまして、議案第110号、議案第111号の生涯学習課に係る2議案について、執行部の説明を求めます。

（教育部参事兼生涯学習課長）それでは、議案第110号及び111号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、現在指定管理者制度を導入し管理を行っております鴻巣市立鴻巣中央図書館ほか2施設及び鴻巣市文化センターの指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了することから、引き続き指定管理制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。

指定管理者につきましては、鴻巣市立鴻巣中央図書館ほか2施設では株式会社図書館流通センターを、鴻巣市文化センターでは公益財団法人鴻巣市施設管理公社を引き続き指定するものでございます。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（西尾）では、議案第110号について伺います。

鴻巣市立中央図書館ほか2施設、これらの3つの図書関係施設なのですが、それぞれ司書の資格を持っている方は何人勤務しているか伺います。

（教育部参事兼生涯学習課長）お答えいたします。

まず、司書の人数、中央図書館ですが、23人中10人、吹上図書館では12人中9人、川里図書館では7人中4人となっております。合計すると42人中23人の司書がいることになります。

以上でございます。

（潮田）中央図書館に関しましては、これって中央図書館と、鴻巣市内では中央図書館のほかにも公民館もいろんな貸出しとかというのは普通にやっていると思いますけれども、公民館の部分については図書館流通センターのほうは全く関わっていないということになるのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 今回の指定管理というか、今までの指定管理もそうなのですけれども、公民館との連携も含めての指定管理になります。

以上でございます。

(潮田) この指定管理に関しては、電子図書館が始まってからの更新という意味では初めてになるのかなというふうに思うのですけれども、電子図書館の部分についてはスタートのときの金額と同じというふうに考えていいでしょうか。電子図書館の変化というのはあるのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) こちら、令和4年の1月から電子図書館を開始しているところでございますので、今回、令和5年度の指定管理としての図書館の電子図書館の予算が150万円、ちょっとややこしいのですけれども、市の予算が66万円ございました。それと、今回は、市と指定管理が別々に持っているのもおかしいので、それを合わせて300万円を電子図書館の予算ということで計上しております。ただ合わせただけではなくて、少しプラスしています。

(潮田) たしか、これって図書館流通センターが入るときに学校図書館のほうもやったと思うのですけれども、学校図書館のほうの司書については、この指定管理料には入っていないということでもいいのでしたっけ。入っているのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 学校図書館のほうの人件費等に関しては、この指定管理では入ってございません。

(潮田) そういたしますと、今、学校図書館のは分かりました。そのほかに、この指定管理のほかに、図書に関わることで、この指定管理、図書館流通センターにお願いをしているけれども、この指定管理料以外のことは、学校図書館以外にも何かあるのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 特にはないです。ございません。

(潮田) これ議案資料のほうで見ますと、サービス向上に向けた取組とかというところがあるわけですが、せっかく鴻巣市としても指定管理に出しているわけで、図書館の取組っていろんな取組の仕方があるかなというふうに思うのですけれども、先日も市内の絵本作家の方の講

演会がありました。そういった新たな取組とかというのを、提案を市から図書館流通センターにするということにはできるのでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）今図書館では、いろいろな図書の貸出し以外にも講座なんか、事業をやっておりますので、その中の事業については市と調整しながら行っておりますので、うちのほうからこういうのをやってほしいということがありましたら、実現できるかどうかは分かりませんが、できるのかなと思っています。

（潮田）そうすると、市民の方から図書を通じてこういうフェアをやってもらいたいとかというような声を受けるようなコーナーというのは、生涯学習課の窓口のほうにそういったご意見下さいとか、または図書館のほうで下さいとかというようなコーナーを設けているのでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）生涯学習課のほうでということではなくて、図書館のほうでアンケート調査をやっております。特に事業に関してのところにつきましては、各種事業をやったところでアンケートをやっておりますので、その中でご要望をお聞きしています。

以上です。

（潮田）これ指定管理料はお幾らぐらいなのでしたっけ。

（教育部参事兼生涯学習課長）5年間で、これ税抜き金額ですが、8億9,886万3,000円（P.126 「10億259万9,000円」に発言訂正）でございます。

（潮田）図書館流通センターに指定管理している市町村、すごく多いかなというふうに思っているのですけれども、この8億の中には図書の購入とか、または図書の処分とか、そういった業務も入っているのでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）図書の購入等も含まれております。

以上です。

（潮田）そうした図書の購入とか、または今蔵書数で言われるけれども、実際にはほとんど読まれていない死蔵図書とか、そういったものもカウントされていると思うのですけれども、そういったものに対して市のほうから指定管理者に対して意見を言うというのは、こういった指定

管理を決めるときしかできないのでしょうか。ふだんからそういった話合いをどのようにしているのか伺います。

（教育部参事兼生涯学習課長）月に1回館長会議というものが行われまして、そこでもいろんな話が出ます。もう一回、月に1遍選書会議というものをやっております、その中で今後どういったものを購入していくとか、こういったものを除籍していくとか、そういった話合いが行われております。

（諏訪）では、先ほど司書の資格の方の人数を質問されていましたが、実際には例えば中央図書館ですと23名の方が業務を行っているということなのですが、この業務の内容と、それからそこに配置される人数を伺います。

（教育部参事兼生涯学習課長）業務におきましては、図書館の配架作業、あとは受付業務、あとはまた講座等の事業もやっておりますので、そういったことが主になるかなと思います。それと、職員体制のところでは、中央図書館では大体、繁忙期とかそういったものの差がありますけれども、10人から15人で行っております。吹上図書館につきましては7人から9人、川里図書館におきましては4人から7人の体制で行っております。

以上でございます。

（諏訪）ただいま配架ということでしたけれども、実際本の貸出しをしたり、返却があつてその図書の清掃をしたり、また元に戻したりという作業があるかと思うのですが、こういった業務を例えば別の事業体に、事業者を下ろすということはしていないでしょうか。確認をしたいと思えます。

（教育部参事兼生涯学習課長）ご質問の回答とはちょっと違うかもしれませんが、今回、包括管理業務委託を、今までは図書館では行っていなかったのですけれども、中央図書館以外、吹上、川里につきましては包括管理業務に移行して、そういったものをやっていただくような形になっています。中央図書館では、アネックスビルの関係もございまして、ビルの調整とかありますので、アネックスビルに入っている

市の施設、市活もそうですし、映画館もそうですけれども、そちらについては包括業務委託を採用はしていない状況になっております。

以上でございます。

（諏訪） そういたしますと、吹上図書館などでは包括業務ということで他事業者が入って清掃等が行われていると思ってよろしいですか。

（教育部参事兼生涯学習課長） 現在のところは、今は包括に移行していませんけれども、清掃とかそういったものは、もともと第三者委託という形で図書館流通センターが外部の業者に委託をしているような状況になっております。

以上でございます。

（諏訪） 外部委託で清掃等が行われているということが分かりました。23名中10名が司書資格、中央図書館の場合ですね。そうしますと、当然処遇もそれぞれ違うというふうに思ってよろしいのでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長） 処遇はそれぞれ違っております。

（委員長） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾） では、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（鴻巣市立鴻巣中央図書館ほか2施設）に反対の立場から討論いたします。公立図書館は、住民の資料請求の権利を保障し、地域文化の拠点、市の拠点として継続的に資料を収集、保管する役割があります。図書館運営には継続性、安定性、公平性が求められます。このことから図書館は自治体が責任を持って直接管理運営を行うべきであると考えます。既に指定管理者制度に移行して年数がたってはおりますが、公立図書館の在り方の根幹を崩すこの指定管理者制度の継続に反対いたします。

（委員長） 次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長） ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪)では、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。こちらのほう、やはり公立で行うべきと思っております。本来の市の職員がきちんと市民の文化の拠点である施設を当然運営をする必要があるというところで反対です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立鴻巣中央図書館ほか2施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(可否同数)

(委員長) 採決の結果、可否同数と認めます。

したがって、鴻巣市委員会条例第17条の規定により、委員長が裁決します。議案第110号については、委員長は可決といたします。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市文化センターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(何事か声あり)

(委員長) 質疑は、先ほど110号と111号、両方とも一括で質疑と討論とさせていただきます。

議案第111号 公の施設の指定管理の指定について、公の施設は鴻巣市文化センターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時54分)



(開議 午後4時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの賛否におきまして、挙手全員であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号から議案第115号までのスポーツ課に係る3議案について、執行部の説明を求めます。

(スポーツ課長) それでは、ご説明させていただきます。順次説明をさせていただきます。

議案第113号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。本議案は、現在指定管理者制度を導入し管理を行っております鴻巣市立総合体育館ほか、ここに記載されております8施設について、指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理者制度を活用した管理運営を行うため、指定管理者の指定となっております。

指定管理者につきましては、現在指定管理者でありますシンコースポーツ株式会社と日本管財株式会社の事業体、鴻巣ヘルスプロモーションJ Vからアシックススポーツファシリティーズ株式会社とアイル・コーポレーション株式会社の事業体、アシックス・アイルグループに令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者として指名させていただくものでございます。

続きまして、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明します。本議案は、現在指定管理者制度を導入し管理を行っております上谷総合公園多目的グラウンドほか、ここに記載されております6施設について、指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理者制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。

指定管理者につきましては、現在指定管理者でありますNPO法人地域環境緑創造交流協会、高橋建興株式会社、特定非営利活動法人フラワーピースの事業体、鴻巣スポーツ振興グループを引き続き令和6年4月1

日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものです。

続きまして、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。本議案は、現在指定管理者制度を導入し管理を行っておりますコスモスアリーナふきあげほか、ここに記載されております7施設について、指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理者制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。

指定管理者につきましては、現在指定管理者でありますシンコースポーツ株式会社と日本管財株式会社の事業体、鴻巣ヘルスプロモーションJ Vからシンコースポーツ株式会社に令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者として指名するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で3議案の説明が終わりました。

これより3議案について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) すみません、議案第114号についてお伺いします。

室内練習場のテイ・エステックさんの野球場のものができたと思うのですが、すけれども、ちょっとそこ私も理解ができていなくて、指定管理者、今回上谷公園のものとあそこの野球場の室内練習場の管理の違いというのですか、どのようにされているのかというのをお伺いしたいです。

(スポーツ課長) 上谷総合公園内にございますテイ・エステックの屋内練習場でございますけれども、あの土地につきましては市が借用という形で貸出しを行っております、建物自体はテイ・エステック株式会社野球部のものとなっておりますので、管理もそちらのほうになっております。

以上でございます。

(高橋) 市民の目線でいきますと、同じ上谷公園内にあると、例えばそこを借りたいなと思ったときに窓口がどこなのだろうという感じになる



と思うのですけれども、例えば借りる場合に上谷公園のあそこの事務所のほうに行って貸してくださいという感じで申込みに行くのでしょうか。そうなってくると、こちらの指定管理者の方が対応していただけるということでしょうか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

現在、テイ・エステック株式会社野球部のほうからは、都市計画課が主管課となるのですけれども、そちらと話し合いを行っており、どのような貸出しをするのかとか、その窓口についてはまだ協議中ということで、私どものほうについては、申込みの仕方とかそういったものについてはちょっとまだ承知していない状況でございます。

以上でございます。

（高橋）となると、やはり市民目線でいうと、一般的に同じ施設内にあれば、同じ施設のものだと思って、申込みはその上谷公園でできるのかなという感じで思われるのかなと思うのですけれども、そういったところも考慮して窓口というのも考えてくださるということでよろしいでしょうか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

現在担当部署の都市計画課とテイ・エステック株式会社のほうで協議をしているようですので、そういった形のものをお伝えはさせていただきます。

以上でございます。

（高橋）ということは、当然ながら都市計画課と一緒に連携をしてやられるということよろしいでしょうか。

（スポーツ課長）都市計画課とスポーツ課で連携させていただいて、いろいろと協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

（潮田）まず、114号のほうで確認したいと思います。鴻巣市スポーツ振興グループ、代表となる法人がNPO法人地域環境緑創造交流協会、これ先ほど私の聞き間違いでなければフラワーピースも入っているかなというふうに思うのですけれども、そのフラワーピースが担うところとい

うのは公園の花たちという意味でよろしいのでしょうか。

（スポーツ課長）提案の段階ではそういったもの、花苗の設置とか、そういった環境美化に関するものについてフラワーピースのほうを担当すると伺っております。

（潮田）フラワーピースさんのほうから、お花って気候によって随分違ってしまって、お金がなかなか思うようにもらえないと、育てたくてもなかなかできないのだというような声をいただいているのですけれども、指定管理の中でも明らかにお花の植栽というか、お花の部分というのが明確になっているものなののでしょうか。全部まとめてこのところに指定管理という形になるのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。  
まとめて指定管理ということでこのグループのほうへお願いするような形になります。

（潮田）せっかく鴻巣が花と人形のまちで言っているのに、花が寂しくなるというのが、スポーツ公園であったとしても、市民はそれをすごく何か気にするというのもあるので、ぜひともここら辺を整備したいなというふうに思っただけの質問でございました。

もう一つの115号のほうですけれども、もともとが鴻巣ヘルスプロモーションJ V、代表となる法人格はシンコースポーツ株式会社。今回新たなほうがシンコースポーツ株式会社。これ単純に名義が変わるというだけなののでしょうか。何か意味があって新旧というふうになっているのか伺います。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。  
今回の提案のところですが、先ほど図書館のほうでも申し上げましたけれども、包括管理のほうで担う部分が出てまいりますので、日本管財さんと組んでいたところはそこの包括管理のほうで十分対応できるという考えでシンコースポーツ単独ということで提案をいただいている次第でございます。

以上でございます。

（潮田）そういたしますと、清掃であるとか見えるところの管理という

のは包括管理のほうになって、運営というほうがシンコースポーツさん  
ということの縦分けでよろしいのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

細々といろいろとございますけれども、清掃業務についてはシンコース  
ポーツのほうでやるような形になります。主に包括管理のほうで行うも  
のについては建物管理のほうでございます。コスモスアリーナふきあげ  
のほうの建物管理が、主なものが包括管理のほうへ移行しております。  
以上でございます。

（潮田）この115号の中ではパークゴルフ場が入っております、パーク  
ゴルフ場は非常に売上げというか、実入りがいいものかなというふう  
に思うのですが、それがまとまっているというのが、ほかあまり  
効率、コスパというか、そんなに売上げがないけれども、このパークゴ  
ルフ場、非常に人気もありますし、すごく収益があるかと思うのですけ  
れども、その収益の部分というのはシンコースポーツさんに全部入ると、  
包括管理のほうとは関係なくシンコースポーツさんのほうに入るとい  
うことでよろしいのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

利用料金につきましては、指定管理者の収入となります。

以上でございます。

（潮田）そういたしますと、先ほどの包括管理のほうにもなるというこ  
とで、そうではない部分がシンコースポーツとなると、今までのものと  
新たな今回の議案で出ているものというのは金額でいうとどのくらい違  
うのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

前回比で申し上げますとパーセンテージで99.6%、前回の提案額よりマ  
イナス127万1,000円であります。

以上でございます。

（西尾）では、議案第114号についてお伺いします。

今回、指定管理者が鴻巣ヘルスプロモーション、代表者、シンコースポ  
ーツ株式会社からアシックス・アイルグループという、これ神戸に本社

がある会社になるということなのですけれども、ここは本市初めての指定管理者かどうかということと、そうであれば近隣他市でのアシックス・アイルグループさんの実績がもし分かれば教えてください。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

アシックススポーツファシリティーズでございますけれども、主な施設管理の実績といたしましては、東京町田市の体育施設、東京港区のスポーツセンター、新宿区新宿スポーツセンター、柏市の中央体育館等実績がございます。アシックススポーツファシリティーズにつきましては、鴻巣市としては初めてでございます。また、グループのアイル・コーポレーションにつきましては、鴻巣市のにぎわい交流館、熊谷市スポーツ・文化村、ふじみ野市スポーツセンター、春日部市体育施設等、指定管理を行っております。

以上でございます。

(西尾) 今おっしゃいました鴻巣市にぎわい交流館にこのす、この指定管理者になっているアイル・コーポレーションさんと関係企業ということでお伺いしました。特に問題はないのかというところで念のため確認させてください。といいますのは、文教福祉常任委員会の分野ではないのですけれども、議会のほうでもにぎわい交流館にこのすさん、利益が出ていないのではないかとということでいろいろ議論もなされております。そういったことも含めて、このアシックス・アイルさんについては問題のないところなのか、念のためお伺いします。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

代表企業はアシックススポーツファシリティーズになりますので、包括管理でやらない施設管理のほうをアイル・コーポレーションさんがやるということをお伺いしておりますので、問題ないと考えております。

以上でございます。

(西尾) ありがとうございます。

そうしましたら、同じく114号なのですけれども、鴻巣市立陸上競技場、こちらのほうが日本陸連の認定を更新しなかったというふうに伺っておりますが、その影響で指定管理料に変化ございますでしょうか。

(スポーツ課長) 現在の指定管理者に確認したところ、今のところそういった大きな影響は出ていないということを知っております。

以上でございます。

(西尾) それは、こちらの本市が指定管理料の中にそういったそれなりのレベル、ランクの競技場の管理を任せるというところで金額が変わってくるのかというところをちょっと確認したいのですが、その点についてはいかがでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 1 2 分)



(開議 午後 5 時 1 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(スポーツ課長) 今回 3 種ではなくなっていて、管理のことで申しますけれども、やはり施設の老朽化等がございますので、3 種のとくとそこは差異なくという形で今回はやらさせていただきます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。3 議案、議案番号順に行います。採決は挙手で行います。

初めに、議案第 113 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立総合体育館ほか 8 施設となりますが、原案のとおり決するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は上谷総合公園多目的グラウンドほか6施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設はコスモスアリーナふきあげほか7施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時16分)



(開議 午後5時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言を求められております。

(教育部参事兼生涯学習課長) 大変申し訳ございません。発言の訂正をお願いします。

先ほど議案第110号の潮田委員の質疑の中で、指定管理料は幾らかということでお話があったかと思うのですが、8億9,886万3,000円でしたが、こちらはすみません、文化センターの指定管理料でございまして、申し訳ございません。図書館の指定管理料につきましては、10億259万9,000円、そちらのほうに訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の訂正については委員長に一任願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 1 7 分)



(開議 午後 5 時 2 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正を求められておりますので、許可いたします。

(保育課長) 先ほど議案第103号の潮田委員の質疑の中で、児童発達支援の利用料について無償と発言しましたが、正しくは、3歳以上につきましては幼児教育の無償化により基本無料となりますけれども、3歳未満につきましては、世帯の収入状況により通所受給者証に記載された利用料がかかるということになります。ちなみに、月ごとの利用者上限額が決められておりまして、生活保護受給者世帯、市民税非課税世帯につきましてはゼロ円、市民税課税世帯で所得割が28万未満につきましては4,600円、それ以外のものにつきましては3万7,200円が負担上限の月額になります。

以上になります。おわびして訂正申し上げます。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(西尾) では、議案第125号について2点ほど質問させていただきます。まず、23ページの介護保険課の高齢者福祉センター管理運営事業の工事請負費、設備工事が1,582万7,000円マイナスになっております。これ先ほど白雲荘の冷暖房の修繕を優先するためということでしたが、具体的なその内訳を教えてください。

(介護保険課長) 今内訳というご質問ですけれども、この金額が丸々高圧受電装置の減額のことになります。それで、経緯につきましては、先ほどご説明したとおり、高圧受電装置につきましては、昭和55年のセンター設立当初から交換しておらず、配線等は耐用年数を超過し、老朽化による故障が懸念されておりまして、年度当初、入札手続にも着手し、交換工事を予定しておりましたが、先ほどご説明したとおり、4月下旬に冷暖房設備の試運転をしたところ、配管からの水漏れが確認されたため、そちらの冷暖房設備に係る修繕を優先いたしまして、こちらの高圧受電装置の更新につきましては見送ることにいたしました。

以上でございます。

(西尾) 分かりました。

では、次に27ページの教育総務課、小学校設備維持管理事業の備品購入費1,162万1,000円、下忍小学校の児童数の推移を見込み、教員数の増による机等の備品購入費とのことですが、具体的な内訳を伺います。

(教育総務課長) お答えいたします。

詳細な内訳につきましては、すみません、金額の資料がないので、購入の内容についてお答えをさせていただきます。まず、職員室のデスクと椅子になりますが、一式でございます。続きまして、職員室用の書類等を入れるロッカーが一式になります。更衣室につきましては、ロッカーが一式になります。6台6セットを計上しております。その他、配線等の工事費や既存の机や椅子の処分費等も含まれております。

以上です。

(西尾) ありがとうございます。最後におっしゃった既存の椅子や机等の処分費というのは、これは新しいものと入替えということなのでしょうか。

(教育総務課長) お答えいたします。

現在使っている既存の机や椅子等につきましては、昔からあるグレーのスチール式のものでございまして、かなり老朽化が進んでいるものでございます。また、下忍小学校の職員室につきましてはスペースが限られておりまして、今後児童の推移によって職員数の増員が見込まれること



から、今あるようなスチール製の机と椅子ということではなく、フリーアドレス方式の机に入れ替える予定でございます。

以上です。

（西尾）では、最後に念のためお伺いします。

職員数の増ということですが、現時点で大体何人ぐらいの教員数の増を見込んでの備品の購入となっておりますか。確認いたします。

（教育総務課長）お答えいたします。

8人を想定しております。

以上です。

（高橋）議案第125号、8ページの第3表、債務負担行為補正の下から5番目、鴻巣西側地域小学校給食調理等業務委託（令和5年度追加分）ということですが、こちら栄養教諭の追加というふうにおっしゃっていたと思うのですが、これは1名でしょうか。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。今年度、県の栄養士が1名減となってしまったため、それを補うという形で、来年度以降なのですが、委託業務の中で栄養士を1名追加するものとなります。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。ちょっと確認なのですが、全部で栄養教諭というのは市内に何名いらっしゃって、県費の栄養士さんがそのうち何名いらっしゃるかお伺いします。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。小学校につきましては、栄養士が8名で対応しております。中学校に関しましては2名となります。小学校につきましては、県費の栄養士が5名で委託の栄養士が3名となっております。中学校につきましては、県費の栄養士2名という形になっております。

以上です。

（高橋）今回の栄養教諭というのは、中学校の給食センターのほうの栄養教諭のことということですね。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。

小学校の県費栄養士が今年度1名減となってしまいましたので、来年度以降、委託のほうの栄養士を1名追加で配置するものとなります。

以上です。

（高橋）確認なのですが、栄養教諭と栄養士のお給料というのは違いはあるのでしょうか。あと、業務の違いというのもあるのでしょうか。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））県費の栄養士に関しては、県の職員という形になりますので、委託のほうは委託料の中での支払いになると思いますので、違いはあるかと思えます。

あと、業務内容ですが、業務内容につきましては、調理業務の指示、異物混入の対応、食物アレルギー児童の献立等の確認などをしておりますので、内容は同じ内容となります。

以上です。

（高橋）27ページ、教育費、学校支援課の部活動推進事業負担金、関東大会だったり、全国大会の選手の派遣の負担金がありましたということですが、具体的に市内のどの部活動がどのようなものに使われるのかということをお伺いしたいです。

（学校支援課長）お答えいたします。

まず、中学校体育連盟全国大会または関東大会に出場した中学生が、今年度につきましては全て中学生が該当しております。種目によってはチームで出場していたり、個人で出場しているケースがございます。あと、もう一つが文部科学大臣杯出場ということで、こちらはチームで全国大会に出場するという学校がありまして、そちらはチーム競技ですので、人数的にちょっと多いところがありますので、その分の補助ということで計上させていただいています。

以上です。

（高橋）というのは、派遣ということは、行く旅費だったりとか、そういったものに充てられるということですか。それとも、何か部活動で使う道具。ということは、その子たちだけではなくてほかの子も使えるということになると思います。そこの辺りがかなり変わってくるかなと思

うのですけれども。

（学校支援課長）お答えいたします。

この負担金につきましては、関東大会や全国大会に出場する際の交通費や宿泊費、あとは食費といったものにかかった経費について補助するものでございます。

以上です。

（潮田）21ページのところなのですからけれども、障がい福祉課のところ、障害者生活サポート助成事業のところなのですが、今まで補正で生活サポート事業扶助というのはあまりなかったかなという記憶がありまして、コロナが明けたからというものもあるかと思うのですけれども、実質的には生活サポート事業のどういったものが増額になって43万1,000円の計上となっているのか、まずお聞きいたします。

（障がい福祉課長）生活サポートのほうは、サービスの内容といたしましては、一時預かりですとか、派遣による介護サービス、送迎サービス、外出援助サービス、そのほか今までのようなサービスを組み合わせて実施をするということになっております。先ほど潮田委員からもありましたように、コロナのほうで5類に移行したということで行動制限が緩和されまして、外出の頻度が増えたということでありまして、このサービスの中の送迎サービスのほうが増えているというようなことかと思いません。

以上です。

（潮田）同じページのすぐ下、障害者移動支援事業、これにつきましても移動支援の助成事業、これが548万5,000円の増というのは結構、今まであんまりなかった金額かなと思うのですが、これについても説明いただきたいと思えます。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

こちらにつきましても、先ほどの生活サポートと同様な理由になってくるのですけれども、コロナのほうで5類に移行したということで、こちらでも行動制限のほうで緩和されまして、利用の頻度、外出の頻度が増えたということでございます。こちらについては、移動手段につきましても

は、原則としまして徒歩または公共交通機関等を利用して、1対1でのサービスということになります。

以上です。

（潮田）次に、23ページのところのこども医療費給付費のところになります。これ760万（P.136「7,633万円」に発言訂正）の扶助費が増額で計上されておりますけれども、これについては、今こども医療費、他市町村での申請というのもすごく楽になったというところから、そこに関わる増額なのかどうか伺います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）増額の原因というところでお答えさせていただきます。

先ほどお話があった埼玉県内現物給付というのが令和4年の10月から行われております。そちらの県内現物給付により受診がしやすくなり、医療費が増額したこと、そちらのほうも要因の一つかと考えております。また、別で、コロナが5類になったこと、またはインフルエンザがはやったりというところも増額の原因となっております。

以上です。

（潮田）分かりました。それが現物給付ができるようになるというのは多くのお母さんたちが願っていたことですし、障がいのあるお子さんたちの場合は、特に市内に医療機関があるわけではなくてというところから、これは非常にいいことだと思うのですが、当初予算で考えていたよりも多かったということになるのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）委員のおっしゃるとおり、長瀬効果といって、制度が改正したときにおおよそ15%の増ということで見越していたのですが、それよりもはるかにご利用していただく方、またはやはり感染症の関係で増額という形が原因かなと考えております。

以上です。

（潮田）そうしましたら、最後になります。29ページの学校支援課になりますけれども、児童生徒健康安全管理事業、これはコロナが勃発してから地方創生臨時交付金……地方創生臨時交付金ではないな。それ以外

に児童生徒健康安全管理事業が何回か支給されたかと思うのですけれども、合計で今まで何回になるのか。そして、これが各学校に割り振られていたかと思うのですけれども、具体的に1つの学校の、学校の規模にも多少よるかもしれないのですが、どのくらい支給があり、これ結構な金額になるかなと思うのですけれども、こういったものが整備されたのか伺います。

(学校支援課長) お答えいたします。

これまで、令和2年度からこの事業が始まりまして、令和2年度が3回、令和3年度が2回、令和4年度が1回、令和5年度が2回ということで合計8回。追加配分という形のタイミングもございますが、このように出ております。

そして、学校への配分につきましては、その都度都度で異なるので、今回直近のところではいきますと、今回補正を上げた額につきましては、学校規模に応じて68万円から135万円ということで予定をしております。学校で購入しているものとしたしましては、CO<sub>2</sub>モニターやHEPAフィルター付きの空気清浄機など、またサーキュレーターとか、そういった感染症対策を講じるための備品を購入していただいております。

以上です。

(潮田) これ今8回ということでありました。その規模、少しずつ違うとは思いますが、今回の今68万から135万円ということになるかと思うのですが、単純に思うと、今まで本当に8回というと結構もうそろってきたのかなというイメージがあるのですが、来るものはありがたいから使うと思うのですけれども、実際には学校現場としては、これに使うようにと、コロナ対応とかというふうにごく限定されてお金が来ると思うのですけれども、今現在各学校から上がっているような声というのはどのような声が上がっているのでしょうか。

(学校支援課長) 委員おっしゃるとおり、かなりこれまでもこういった補助事業がございましたので、それなりにそろってきてはいるのですが、やはり学校によって全て潤沢にそろっているかといったところは、まだ全て潤沢にそろっているという状況ではないというふうに捉えておりま

す。ですので、空気清浄機なども結構、1台、立派なものを購入しますとそれなりの額が生じますので、1回の交付金の中で1台とかしか買えなかったり、いろいろと不足している部分はあるというふうに捉えております。

以上です。

（諏訪）では、何点か質問させていただきます。

まず、資料請求をさせていただいた23ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。こちらの追加の給付金が死亡一時金のところと、あと医療費というご説明でございました。死亡一時金はこの1回限りかと思うのですけれども、医療費に関して、今回給付されるのですけれども、引き続き症状が残っている場合などは今後も請求をされるということによろしいのでしょうか。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）委員お話しのとおり、この医療費についてはご本人が医療機関へ支払った医療費になっておりまして、申請した時点での分かっている医療費ということで、計上段階によって金額が変わっていきます。ですので、引き続き医療費がかかった方については、この後また請求が上がってきまして、金額が増えていくという形になります。

以上です。

（諏訪）続きまして、27ページでございます。教育総務課の、こちらは下忍小の生活科室改修工事費、そして同じなのですけれども、その下の旧パソコンルーム改修工事、どちらも下忍小学校なのですけれども、2つ教室が普通教室に変わるということかと思うのですが、そうしますと下忍小学校、空き教室がなくなるということによいのかどうか伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

空き教室につきましては、2つの教室が今回備品等を購入して整備するわけですが、それ以外にも少人数指導教室や教育相談室等の空き教室はまだございます。

以上です。

（諏訪）今後なのですけれども、児童数、北新宿の児童が全て下忍小学

校に移動になるということですので、今後教室の不足などは考えられるかどうか伺います。

(教育総務課長) お答えいたします。

すみません、来年度はというところで答弁のほうをさせていただきましたが、今後につきましては、下忍小に北新宿の児童が増えることによつて、教室については不足するというような見込みもございます。  
以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(西尾) では、議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)について、反対の立場から討論いたします。

学校統廃合を前提とした通学区域審議会委員報酬が含まれております。学校統廃合に反対する立場から、この議案に反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) 同じく25ページの通学区域審議会運営事業21万6,000円と通学区域審議会委員の報酬ということで含まれております。この1点を指摘いたしまして反対とします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(可否同数)

(委員長) 採決の結果、可否同数と認めます。

したがって、鴻巣市委員会条例第17条の規定により、委員長が裁決します。議案第125号については、委員長は可決といたします。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後6時21分)

---

(開議 午後6時22分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) 申し訳ありません。先ほど私が子育て支援課への質疑のところ、23ページのところの子どもの医療費支給事業のところ、正しくは7,633万円だったところを「760万」と言ってしまいました。正しくは7,633万円でありますので、訂正をお願いいたします。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後6時23分)

---

(開議 午後6時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第128号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) すみません、1点だけ。

今説明をいただきました、最後、9ページのところの歳出、介護保険特別会計庶務事業の介護報酬の改定という話がありましたけれども、これについてある程度示されているのでしょうか、国のほうからは。

(介護保険課長) こちら介護報酬改定、3年に1回の介護報酬改定にな



ります。まだ年末、報道等もございまして、まだ審議がされておりますので、正式なものは、上昇するも、下降するとか、まだ一切示されてございません。これからでございます。

以上でございます。

(潮田)システム改修って何かいつももっとお金がかかるかなと思って、この金額ちょっと安いかなというふうに思ったのですけれども、単純に報酬改定の部分だけということになるのでしょうか。ほかにも何か、3年に1回のときっていろいろもつとあるのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺はいかがなのでしょう。

(介護保険課長) 今回のシステム改修で予定されているものにつきましては、先ほどの介護報酬改定と、これも今国等で議論されておりますけれども、1号保険料負担の見直し等があった場合、もしくは一定以上所得の判断基準の見直し、多床室の室料負担等が、一応その部分についての対象範囲として今回システム改修を予定しております。これは、ちなみに国のほうからこの部分のシステム改修事業として補助金の事業として含まれておりますので、その部分を今回計上しております。

以上でございます。

(潮田)いつもこの介護報酬改定とかって突然のように来て、すぐやれ、それやれ、ちゃんと払えみたいな感じになって、すごく大変だと思うのですけれども、大体いつもいつぐらいに国からは話があり、そしてそれを反映するのはいつで、いつぐらいにはちゃんと個人のところに、個人というか、介護従事者のほうに行くというふうに想定できるものなのでしょう。

(介護保険課長) 確かに潮田委員おっしゃるとおり非常にこれスケジュールがタイトで、勝手なことは今後言えないのですが、ちなみに3年前の令和3年度の改定時のスケジュールですと、やはり12月中に審議会等で審議をしております、1月25日に省令公布、報酬等につきましては3月15日に告示公布されております。それで、当然来年度の報酬改定ですので、今年度中にもう報酬システム会社等も含めてシステムをばたばた直して、来年度から介護事業者につきましては改定後のサービスの提

供の開始ということになります。ですから、システム改修につきましても、情報等も精査しながら、ベンダーとも精査しながらも、今年度中に終わらせるようにということに適宜調整しているところでございます。以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第128号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後6時42分)



(開議 午後7時06分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 7 時 0 6 分)